

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成19年3月9日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

3月9日

| | |
|--|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 | 1 |
| 開会の宣告 | 2 |
| 市長あいさつ | |
| 委員会記録署名委員の指名 | 2 |
| 議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査 | 2 |
| 補足説明（土木下水道部長、都市整備部長） | |
| 質疑（野原委員、本保委員、原田委員、木村委員） | |
| 議案第31号の審査 | 53 |
| 散会の宣告 | 54 |

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年3月9日（金）午前10時 開会
午後 3時50分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田 平
委員 本保加津枝 委員 野原 修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 助役 小野吉孝
都市整備部長 岩田延弘 同部次長兼都市計画課長 栗屋保英
同部参事兼建築指導課長 中谷久夫 同部参事兼建築住宅課長 長野俊郎
都市計画課参事 新留清志 まちづくり支援課長 土井正治 同課参事 鬼追弘臣
建築指導課参事 大田博和 建築住宅課参事 林 弘一
土木下水道部長 山脇 智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行
同部参事兼公園みどり課長 野畑一雄 同部参事兼道路課長 藤井義己
同部参事兼交通対策課長 水田和男 公園みどり課参事 勝 松男
道路課参事 堀 和夫 下水道業務課長 石川裕司
下水道管理課参事 山口 繁 同課参事 渡場修一 下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部長 池田三紀夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成19年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第31号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 6号 平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第13号 平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算
議案第 2号 平成19年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成18年度摂津市水道事業会計補正予算
請願第 2号 下水道使用料金の値上げ中止を求める請願

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。連日、代表質問等でお疲れのところ、きょうは委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で付託された案件についてご審議を賜るわけですが、どうぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、私は退席をいたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、野原委員を指名します。審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

山脇土木下水道部長。

○山脇土木下水道部長 議案第1号、平成19年度摂津市一般会計予算のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、36ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料では、節3、クリーンセンター使用料は、独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する(仮称)吹田貨物ターミナル駅の建設事業において、工事用車両がクリーンセンター敷地内を通過することに伴い、同機構から使用料を徴収するほか、関西電力の電柱と支線の占用料でございます。目4、農林水産業使用料では、節1、水路使用料は、法定外水路占用料でございます。目5、土木使用料では、節1、道路使用料は道路占用料でございます。

37ページ、節3、公園使用料は、関西電力の電柱などの公園占用料でございます。節4、駐車場使用料は、自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

39ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、節1、総務手数料は下から1行目の諸証明手数料は、道路幅員証明手数料でございます。

40ページ、目2、衛生手数料では、節5、し尿処理手数料は、し尿処理及び浄化槽汚泥の処分に係る手数料でございます。目3、農林水産業手数料では、節2、明示手数料は水路敷地境界明示手数料でございます。目4、土木手数料では、節1、明示手数料のうち上から2行目の道路敷地境界等明示手数料でございます。

44ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金では、節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

54ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金では、節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

56ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金では、節1、土木管理費委託金は、河川環境整備工事委託金と自転車等移動保管業務委託金と、鶴野橋外ポンプ管理委託金でございます。

64ページ、款19、諸収入、項4、目1、雑入では、節1、雑収入のうち、上から15行目の路上放棄車処理協力金と、その下、自転車等移動保管料と、その下、自転車等鉄屑処分金と、その下、踏荒し整地料でございます。

続きまして歳出でございますが、142ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費では、その主なものといたしまして、節7、賃金では、上から2行目、臨時職員賃金は、し尿収集事務に係る下水道業務課の臨時職員の賃金でございます。

146ページ、目3、し尿処理費では、その主なものとしまして、節7、賃金はクリーンセンターのし尿等の前処理業務に従事する臨時職員の賃金でございます。節11、需用費は、クリーンセンターにおける消耗品費、光熱水費、修繕料等でございます。節13、委託料は、し尿収集運搬委託料のほか、クリーンセンターの諸施設に係る委託料でございます。

147ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、本市のし尿及び浄化槽汚泥が吹田市の正雀終末処理施設で処理されていることに伴う同施設の維持管理負担金及び整備負担金でございます。節22、補償、補填及び賠償金は、し尿くみ取り世帯数の減少に伴うし尿業者への補償金などでございます。

152ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、農業水路の維持管理に係る経費で、その主なものとしまして、節7、賃金は、地

元農業関係者による水路しゅんせつ等に係る賃金でございます。節11、需用費は、農業用施設の光熱水費と修繕料等でございます。節13、委託料は、河原樋ポンプ場ほか1件の管理業務委託料でございます。

153ページ、節15、工事請負費は、農業水路に係る雑工事と用水側溝改良工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、神安土地改良区による水路整備事業等の実施に伴う融資資金の償還金負担金及び排水施設維持管理負担金等でございます。

159ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとしまして節13、委託料は、土木施設の維持に係る作業業務委託料でございます。節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

160ページ、目2、交通対策費では、その主なものとしまして、節13、委託料は交通指導業務委託料、放置自転車等移動委託料及び公共施設巡回バス運行管理業務委託料等でございます。

161ページ、節15、工事請負費は、道路反射鏡設置工事と交差点改良工事と路面標示設置工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、その主なものとしまして、市内循環バス運行補助金と駐車場整備工事負担金等でございます。

162ページ、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、都市再生地籍調査業務委託料と駅前広場管理委託料等でございます。

163ページ、目2、道路維持費では、道路管理に係る維持管理経費のほか、市内環境維持業務委託や道路維持工事などの事業費でございます。目3、道路新設

改良費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費では、烏飼西二丁目地内道路改良工事でございます。

164ページ、目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費は、千里丘45号線道路改良事業や歩道段差切り下げなどの交通安全対策工事の事業費でございます。

165ページから166ページにかけて、項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、排水路施設の光熱水費と修繕料等でございます。節13、委託料は、排水路やポンプ場等の維持管理に係る委託料でございます。節15、工事請負費は、排水路に係る雑工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門設置に伴い実施する内水対策事業の建設負担金でございます。

168ページ、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、その主なものとしまして、節1、報酬は、緑化推進嘱託員の報酬でございます。節7、賃金は、緑化推進員の賃金でございます。

172ページ、目3、緑化推進費では、その主なものとしまして、節16、原材料費は、花いっぱい活動助成を初め、市内花壇等の花の苗、土、肥料等の購入費でございます。

173ページ、目4、公園管理費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、公園等の光熱水費と修繕料でございます。節13、委託料は、公園等施設の機能保持を図るための管理委託料と、公園台帳の作成委託料並びに公園等の砂場の消毒と清掃委託料でございます。節15、工事請負費は、遊具や管理施設などの取りかえ、改修工事などでございます。

174ページ、目5、都市公園事業費

では、節19、負担金、補助及び交付金は、安威川ふれあいづつみ事業に要した神安土地改良区への償還金負担金でございます。

186ページ、款8、消防費、項1、消防費、目3、水防費では、その主なものとしまして、節16、原材料費は水防資材の購入費でございます。

187ページ、節19、負担金、補助及び交付金では、上から3行目の淀川右岸水防事務組合に対する負担金と、その下、2行目の安威川ダムの建設に係る水源地域対策特別措置法第12条に基づく負担金等でございます。

以上、歳出の説明といたします。

続きまして、12ページ、第3表の債務負担行為につきましては、上から2段目の府営まちづくり水路整備事業でございます。当該事業は大阪府が事業主体となって実施するもので、番田水路にある12か所の樋門について、補修、改修、電動化を行うとともに、水位計を設置するものでございます。工事期間は平成19年度から平成22年度の4か年となっており、今回の債務負担行為は平成19年度事業分に係る本市負担分について、期間及び限度額を定めるものでございます。なお、本事業に係る本市負担金については、神安土地改良区が融資資金により立てかえることから、神安土地改良区の融資資金の償還にあわせて、本市が神安土地改良区に償還金相当の負担金を支払うものでございます。

以上、債務負担行為の説明といたします。

続きましてですが、し尿収集業者への補償問題と、平成19年度の予算措置についてご説明を申し上げたいと思っております。

し尿収集業者に対しましては、合特法

の趣旨を尊重した協定書や覚書に基づいて、代替業務の供与とともに、金銭による補償を行っておりますが、代替業務の供与期間が定まっていないことが懸案となっており、解決を図るべく、本年度において鋭意し尿収集業者とも協議を重ねてまいり、一定の協議を経て、現在、代替業務の公園ごみ収集業務を、ごみ収集運搬業務などにシフト換えの最終的な調整を行っているところでございます。

このような状況ではございますが、平成19年度予算においては、現在、市の方針を反映させた予算編成といたしております。

その内容については、1点目は、従来の協定書や覚書に基づく代替業務は平成18年度で終える。これとあわせて2点目は、代替業務の供与に伴う補償単価の減額調整をやめる。3点目は、市は浜野興業が廃業した際の事情に配慮し、新たな補償として平成19年から4年間、従来の公園ごみ、死獣、自転車撤去を委託するか、もしくは従来の業務の一部を、収集運搬業務等にかえて委託することができるというものでございます。浜野興業廃業時の事情といたしますのは、平成14年の3月26日に、浜野興業が急遽廃業し、市が木本興産に浜野興業収集地域の収集をお願いした際に、木本興産は本市の要望にこたえ、円滑に業務を遂行するために、浜野興業の従業員を4名雇用したというものでございます。

このような方針のもと、平成19年度一般会計予算においては、代替業務のうち公園ごみの収集業務委託をやめて、かわりに生活環境部において収集業務委託等が可能となるよう、予算編成をいたしております。また、公園ごみの収集等については、土木維持作業業務委託料の中で実施すべく予算編成をいたしたところ

でございます。

その内容についてですが、予算書173ページでございますが、款7、土木費、項4、都市計画費、目4、公園管理費、節14、委託料の公園管理委託料につきましては、前年度に比べまして2,219万9,000円減額となっております。そのうち公園ごみ委託分につきましては2,188万7,400円を減といたしております。

これにかわりまして159ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費、節13、委託料の土木維持作業業務委託において、1,000万円の増といたしております。

また、144ページの款4、衛生費、項2、清掃費、目2、塵芥処理費、節3、委託料は、ごみ収集業務委託などの委託が可能となるよう増額いたしております。

また、本年度委託します自転車移動委託及び死獣処理委託につきましては、このような理由から新たな補償の一環として供与するもので、従来の協定書や覚書を根拠にするものではございません。本来、予算計上前にご説明を申し上げべきところでございますが、調整に時間を要しており、現時点で詳細にご説明できる状況ではございませんが、調整後は速やかにご説明したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、16ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料では、節3、ク

リーンセンター使用料は、本年度より独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施工いたしております、（仮称）吹田貨物ターミナル駅建設事業に伴い、工事用車両がクリーンセンター内を通行することから、行政財産の目的外使用として同機構より新たに使用料を徴収したために、増額となるものでございます。目5、土木使用料では、節1、道路使用料は大阪ガスなどの占用料が増額となるものでございます。

21ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金では、節1、土木管理費委託金は、河川環境整備工事委託金と、鶴野橋外ポンプ管理委託金で、委託金額が確定したことにより減額となるものでございます。

22ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、節1、寄附金は、緑化事業寄附金1件を歳入いたしております。

24ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入では、節1、雑収入のうち下から1行目、路上放棄車処理協力金は、年度末見込みにより減額となるものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

48ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費では、節11、需用費は印刷製本費や光熱水費の年度末見込みにより減額となるものでございます。節13、委託料は、し尿及び浄化槽汚泥の沈砂槽などの清掃委託料で、委託金額が確定したことにより減額となるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、正雀終末処理施設維持管理負担金については、年度末見込みから減額となるもので、正雀終末処理施設整備負担金については、負担金額が確定し

たことにより減額となるものでございます。節22、補償、補填及び賠償金は、し尿処理世帯の減少に対する業者補償について、前年度の減少世帯数が確定したことにより減額となるものでございます。

49ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、節7、賃金は、農業用水路しゅんせつ賃金の金額が確定したことにより減額となるものでございます。節11、需用費は、農業用施設の光熱水費と修繕料等で、執行差金を減額するものでございます。節15、工事請負費は、農業水路に係る雑工事の執行差金を減額とするものでございます。

50ページ、節19、負担金、補助及び交付金では、地盤沈下対策事業償還金負担金について、神安土地改良区が農地転用時の決済金により繰上償還したことに伴い、償還金負担金が減額となるものでございます。

51ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとしまして、節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計繰出金の年度末見込みにより減額となるものでございます。

52ページ、目2、交通対策費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、交通指導業務委託料及び設計委託料の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。節15、工事請負費は、交通安全対策工事の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。

53ページ、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節12、役務費は、

放置自動車撤去に伴うリサイクル料金が確定したことにより減額となるものでございます。節13、委託料は、放置自動車撤去委託料、現況平面図等修正及び認定道路網図作成委託料などの金額が確定したことにより、減額となるものでございます。目2、道路維持費では、節13、委託料は路面清掃委託料、市内環境維持業務委託料の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。節15、工事請負費は道路維持工事の執行差金を減額とするものでございます。目3、道路新設改良費では、節13、委託料は測量設計委託料の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。節15、工事請負費は、道路新設改良工事の執行差金を減額とするものでございます。

54ページ、目4、交通安全対策費では、節15、工事請負費は交通安全対策工事の執行差金を減額とするものでございます。項3、水路費、目1、排水路費では、節11、需用費は排水路施設の光熱水費などの執行差金を減額するものでございます。節13、委託料は、残土等の受入処分の減少及びポンプ場設備保守点検委託料、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。

55ページ、節15、工事請負費は、排水路に係る雑工事の執行差金を減額とするものでございます。節18、備品購入費は、機械器具費の金額が確定したことにより減額となるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門内水対策負担金について、新規融資分の利率確定などにより減額となるものでございます。

57ページ、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節25、積立金は、寄附金を緑化基金に積み立てるものでござ

います。

58ページ、目3、緑化推進費では、節14、使用料及び賃借料は、JR千里丘駅西口で放置自転車対策のための駐輪ラック工事実施に伴い、花壇への草花の植栽を中止したため、減額となるものでございます。節16、原材料費は、花壇などの維持管理用の原材料費が減額となるものでございます。目4、公園管理費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費は、公園遊具取りかえ工事の執行差金を減額とするものでございます。節18、備品購入費は公用車両の購入金額が確定したことにより、減額となるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場管理補助金の金額が確定したことにより、減額となるものでございます。

60ページ、款8、消防費、項1、消防費、目3、水防費では、節16、原材料費は水防資材の購入費の執行差金を減額とするものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 岩田都市整備部長。

○岩田都市整備部長 それでは、議案第1号、平成19年度摂津市一般会計予算のうち、都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、37ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料のうち公営住宅使用料は、市営住宅使用料等でございます。

次に40ページ、項2、手数料、目4、土木手数料では、諸証明手数料等でございます。

次に44ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補

助金のうち、都市計画費補助金は、耐震改修促進計画補助金と耐震診断補助金でございます。また、住宅費補助金は、市営住宅建替えに伴う地域住宅交付金でございます。

次に54ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金のうち都市計画費補助金は、耐震診断補助金等でございます。

次に57ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金のうち都市計画費委託金の主なものは、都市計画法施行事務取扱委託金等でございます。

次に64ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち雑収入は、上から9行目、都市計画図売却収入から、13行目の入居者負担金までの3件でございます。

次に歳出でございますが、168ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、都市計画審議会委員報酬及び事務執行経費でございます。

170ページ、委託料は電波障害対策施設等維持管理委託料及び耐震改修促進計画委託料でございます。このうち耐震改修促進計画委託料は、昨年国土交通省より出されました建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針で、民間建物の耐震化率の目標が示されており、目標に向けた摂津市の耐震促進計画を策定するものでございます。次に、備品購入費は、庁用器具費でございます。負担金、補助及び交付金のうち当部に関係いたしますものは、1行目、大阪府都市計画協会負担金ほか9件の負担金及び阪急正雀駅及びJR千里丘駅のエレベーター設置補助金と耐震診断補助金でございます。

171ページ、目2、街路事業費のう

ち報償費等は、都市景観事業に伴う都市景観まちづくり審議会並びに都市景観アドバイザー委員会の報償金及び事務経費でございます。

177ページ、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、住宅管理人報酬及び事務執行経費でございます。

178ページ、委託料は、住宅管理に伴う緊急通報設備管理委託料等と基本設計等業務委託料でございます。このうち基本設計等業務委託料は烏飼野々団地及び鯉生野団地を、旧市民プール跡地への建替えを行うための基本設計等を行うものであります。工事請負費は、旧市民プール解体工事に係るものであります。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、56ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、報酬、旅費、需用費等は事業にかかわる経費の執行差金であります。このうち負担金、補助及び交付金は、阪急正雀駅及びJR千里丘駅のエレベーター設置補助にかかわるもので、大阪府補助金の増額及び工事の落札差金等でございます。

57ページ、目2、街路事業費では、報償費、需用費、役務費は、都市景観事業等にかかわる経費の執行差金であります。工事請負費、補償、補填及び賠償金は、千里丘三島線交差点改良事業にかかわる経費の落札差金及び執行差金であります。

59ページ、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、住宅管理に伴う経費及び

建替え基本構想策定委託料にかかわる落札差金及び執行差金であります。市営住宅整備基金積立金は、市営住宅の整備及び管理を適正に履行するため、財源の確保をいたすものでございます。

最後に9ページ、第3表、繰越明許費につきましては、JR千里丘駅エレベーター設備補助事業におきまして、詳細設計において実施したボーリング調査の結果、当初の想定より地下水位が高く、本年度中に実施を予定しておりました杭工事及び基礎工事に先立ち、薬液注入による止水工事が必要となり、年度内の完成が困難となったためであります。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 山脇部長の方から、合特法に基づく業者の補償問題について、今、口頭で説明いただいたんですけど、業者との交渉とか、組合との協議とか、まだいろいろ進めていかななくてはならないことがあると思うんですけども、今までの内容と、今進めていることについての違い。金額も、それからやり方についても変化が出てくると思うんですけども、そういうことについてわかるような資料を用意をしていただきたいと思います。そのことでまた審議を進めていきたいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

野原委員。

○野原委員 おはようございます。それでは、番号で質問していきますので、お答えは番号の方でよろしくお願いしていきます。

まず1番目といたしまして、予算書の37ページ、市営住宅使用料が昨年より9万円低くなっております。その理由を

お聞かせください。

2番目としまして、予算書64ページ、自転車等移動保管料418万5,000円から391万5,000円になっている減額の理由をお聞かせください。

3番目といたしまして、自転車等鉄屑処分金、これは24万円。これは昨年も質問させてもらったんですが、金額が変わっておりません。これのご説明もよろしくをお願いします。

4番目、予算書160ページ、交通対策費、需用費の修繕料87万1,000円から251万8,000円に増加しております。この164万7,000円ふえている理由をお聞かせください。

5番目、予算書160ページ、委託料、交通指導業務委託料995万5,000円から807万8,000円に減額、187万7,000円少なくなっております。この理由をお聞かせください。

6番目、予算書160ページ、委託料、駐車場管理委託料1億2,233万3,000円から1億2,588万3,000円。355万円ふえております。この理由もお聞かせいただきたいと思います。

7番目、予算書160ページ、委託料、自転車等保管事務所管理委託料705万7,000円から679万7,000円に26万円減額になっております。この理由もお聞かせください。

8番目、予算書160ページ、委託料、公共施設巡回バス運行管理業務委託料1,170万5,000円。それと161ページ、負担金、補助及び交付金の市内循環バス運行補助金1,000万円に対してもお聞かせください。

9番目、予算書161ページ、工事請負費、路面標示設置工事286万円から386万円、100万円ふえております。この理由をご説明ください。

10番目、予算書161ページ、負担金、補助及び交付金、駐車場整備工事負担金500万円出ております。その内容をご説明ください。

11番目、予算概要の86ページ、道路管理事業、保険料12万円から19万円になっております、この理由をお聞かせください。

12番目、予算書163ページ、道路維持費、需用費、修繕料3,500万円から4,500万円になっております。このふえている理由を聞かせてください。

13番目、予算書163ページ、道路維持費、工事請負費、道路維持工事3,940万円から8,000万円になっております。また、概要の87ページの雑工事、道路維持140万円、転落防止柵がなくなっている、この理由もお聞かせください。

14番目、予算書163ページ、道路新設改良費、委託料、測量分筆委託料200万円、工事請負費、道路新設改良工事、前年1,300万円、ことが500万円になっている両方の理由、説明をよろしくお願いいたします。

15番、予算書164ページ、交通安全対策費、工事請負費、交通安全対策工事1,730万円から1,650万円、80万円減額になっております、この理由もお聞かせください。

16番目、予算書164ページ、交通安全対策費、補償、補填及び賠償金、補償金として新しく420万円出ております。この理由をお聞かせください。

17番目、予算概要88ページ、雑工事業、交通安全対策工事250万円、前年130万円からふえております。この理由もお聞かせください。

18番目、予算概要89ページ、千里丘三島線道路改良事業、測量設計委託料

500万円出ております。この理由もお聞かせいただきたいと思います。

19番目、予算書178ページ、住宅管理費、委託料の中の住宅用火災警報機設置委託料210万円が出ております。これは消防法の改定に伴う火災報知機の設置と思われませんが、この理由もご説明ください。それと、基本設計等業務委託料、今、部長の方からご説明いただいたんですけど、1,860万円という根拠を、もしわかるようでしたら同じくご説明をよろしくお願いいたします。

20番目、予算書178ページ、工事請負費、旧市民プール解体工事4,000万円上がっております。この4,000万円の内容をお聞かせいただきたいと思います。

21番目、予算書159ページ、土木管理費、委託料、今、山脇部長の方からご説明あったんですけど、今、委員長の方からも言われたんですけど、3,800万円から4,800万円になっている、今わかっている範囲で、先ほどの説明のところから、もう少し説明できるのであれば、説明をお願いしたいと思います。

22番目、予算書の172ページ、緑化推進費、負担金、補助及び交付金、摂津市緑化推進連絡会補助金153万3,000円から28万円に減額になっております。この理由を聞かせてください。

23番目、予算書の173ページ、これも先ほど説明があったんですけど、公園管理委託料7,851万6,000円から5,631万7,000円にご説明はあったんですけど、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

24番目、予算書の173ページ、工事請負費、公園管理工事950万円から1,450万円に増加しております。こ

の理由をお聞かせください。

25番目、予算概要の94ページ、花壇等の維持管理充実事業、草花借上料165万円がなくなっております。これも今説明があったJR千里丘駅西口花壇なんかも含まれていると思うんですけど、ほかのこともあればご説明をお願いします。

26番目、予算書174ページ、負担金、補助及び交付金、ちびっこ広場管理補助金126万2,000円。これの内容をお聞かせください。

以上です。

○山本靖一委員長 整理できたところから答弁願います。

長野参事。

○長野都市整備部参事 それでは、私の方から、1番目の市営住宅の使用料、予算書37ページの分と、19番目の住宅火災警報機についてお答え申し上げます。

まず、37ページの公営住宅の使用料でございますけれども、ご質問のとおり平成18年度予算では7,439万7,000円。19年度予算では7,430万6,000円と9万1,000円の減額となっております。市営住宅の家賃につきましては、平成8年度の公営住宅法の改正によりまして、応能応益家賃となっており、毎年10月1日を基準日といたしまして、入居者から前年度の収入申告をしていただき、収入基準に基づき、4月の家賃から新たな家賃になっております。予算計上時期と家賃の確定時期に時間差があるため、18年度予算では16年度の決算額で、19年度予算では17年度の決算額に基づき予算を計上しているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、減額の要因につきましては、各年度の空き家募集の回数などに差がある

ことや、家賃が応能応益の家賃になっているため、入居者の収入の変化に応じて家賃も増減するなど、結果として減額されたものと考えております。

19点目の、住宅の火災警報機の設置委託料の210万円についてでございますけれども、先ほどの野原委員ご指摘のとおり、住宅火災における逃げおくれなどから大切な命を守るために、消防法が改正されまして、本市におきましても火災予防条例の一部が改正されておまして、新築住宅については今年の6月1日から、また既存住宅につきましては、平成23年6月1日から適用されることになっております。19年度予算で計上しております対象団地としましては、鳥飼八町団地16戸、鳥飼野々団地40戸、鯉生野団地44戸の合計100戸を対象としております。

○山本靖一委員長 林参事。

○林建築住宅課参事 質問番号20番、基本設計等業務委託料の根拠につきましてですが、基本設計につきましては、従前住戸数と同じ計画戸数84戸を、鉄筋コンクリート造6階建てで、市民プール跡地において計画するものであり、具体的には現地調査、類似事例、関係法令調査などの情報収集、設計条件や設計方針の条件設定、仕様や工法の比較検討等を行い、概算工事費を算出し、基本的な配置計画、平面計画、外観、仕上げ、設備計画などを決定していく作業を行うものであります。また、この委託料の中には、移転対象入居者に対する意向調査を実施し、一定基本設計に反映させ、事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、工事請負費、旧市民プール解体工事についてでございます。工事の具体的な内容につきましては、造波プー

ル、流水プール、幼児プール、スライダープールなどのプール槽の解体と事務室、コンクリートブロック塀69平米。男女更衣室、鉄筋のコンクリートブロック造400平米。機械室、コンクリートブロック造72平米。便所、研修室などの建物の解体工事であります。敷地内のくいの引き抜き撤去につきましては、建物位置が明確になり、支障が出た部分のみ撤去するように考えており、今回はそのままといたします。また、敷地周囲の擁壁や塀につきましても、用排水路と一体となっておることや、管理上の問題もあるので、施工時期については事業の進捗状況をにらみながら、神安土地改良区など、各施設管理者と協議をしてみたいと考えております。また、設計地盤高も明確になっておりませんので、土関係も現状のままできるだけ出し入れせずに、敷きならし程度での現状を考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 質問番号21番、予算書159ページ、節13、委託料、土木維持作業業務委託料は、昨年より1,000万円ふえているという状況のご質問ですが、この件につきましては、先ほど補足説明の中で、公園ごみの収集等も含めた中で、維持作業の中で収集してまいると。維持作業につきましては、従前より公園の除草ですとか、あるいは施設の簡単な補修ですとか、こういう作業も行っております。ですから、その作業の延長線上でもできる作業にも入ってまいりますし、今後このごみ対応につきましての状況も変化が発生するのではないかなというふうにも考えております。ですから、そういうふうな形の業務を今後見据えた中で、予算1,000万円を

増額させていただいたという状況でございます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園みどり課に関する22番から26番のうちの、23番と24番と26番は私の方で説明させていただきます。22番と25番については勝参事の方から説明させていただきます。

まず、23番の公園の管理委託料の中で2,219万9,000円の額が減額になっている理由でございますけれど、まず1つは、先ほど山協部長が説明しましたように、ごみ収集管理業務委託料、この金額が2,188万7,400円。一応18年度これで施行しておりました。それともう1点が、公園の中にあります便所がありますけど、浄化槽の管理委託。これはさくら公園としば公園が平成18年度において水洗化工事を行いまして、一応全部水洗化いたしました。それをするることによって、保守点検と清掃委託料が減ってまいりました。その金額が31万2,900円でございます。以上、トータルで2,219万9,000円の額が減額となっております。

次、24番目の質問でございますけれども、工事請負費。当初950万円が1,450万円になった理由なんですけれども、まず1つは、公園遊具取替事業でございますけれど、前年度300万円の事業で行っていたんですけれど、遊具等がかなりやっぱり老朽化が進んできました。その関係で、取替事業費として約1.5倍の450万円の事業費をつけていただいております。

それともう1点は、公園施設整備事業の中で、公園にありますフェンス、それからいろんな施設関係でございますけれど、これもかなり老朽化が進みまして、

特にフェンス関係が一番多いんですけれど、これも昨年度650万円でしたが1,000万円まで増額していただいております。

もう1点が、25番目のちびっこ広場の管理補助金でございます。現在、ちびっこ広場管理補助金を出してますのは90件と、自治会におきまして70自治会、これが現在は18年度やっておりますけど、予算上は一応92か所、それで金額的に126万円をやっております。その内容でございますけれど、地元自治会にちびっこ広場の清掃、除草その他の環境整備作業を行ってもらっております。その費用の内訳でございますけれど、面積によりそれぞれ補助金が違います。基本的に1か所当たりにつきまして1万円の基本料がございます。それから、100平米まで。つまり99平米までの1か所当たりにつきまして、1万円の基本料プラス2,000円がプラスされます。それから、100平方メートルから299平米までは、1万円にプラス3,000円が追加されます。300平米から499平米までが4,000円追加の1万4,000円になります。500平米から999平米までが5,000円が追加されて1万5,000円になると。1,000平米から1,500平米までは6,000円がプラスされて1万6,000円。1,500平米を超えますと7,000円が追加されて、1万7,000円という補助金をそれぞれ出しております。実際、地域の方で管理していただいておりますけれど、やっぱりほとんど収支決算でいきますとか、どちらかというところ赤字が出ているというお話を聞いておりますので、その点も一応、つけ加えてさせていただきます。

○山本靖一委員長 勝参事。

○勝公園みどり課参事 25番の使用料及び賃借料の部分で、千里丘西駅前花壇の草花借上料がなくなるということではありますが、この借上料は平和公園の花壇もあわせて借り上げておるんですが、千里丘西駅前につきましては、先ほど補正のところでご説明していただいたと思いますが、駅前放置自転車防止対策による、千里丘西側の駐輪ラックの設置のためになくなるということでもあります。

それと、あと平和公園の部分につきましては、平米数が26平米ということでありまして、我々の努力の範囲で直営でできるんじゃないかということで、検討してまいりました。平成19年度の予算では、この項の予算はすべて割愛させていただきまして、我々の自助努力で管理をしてまいりたいというふうに思っています。

それから、質問番号の22番であります。緑化推進連絡会の補助金で、前年度18年度は153万3,000円が28万円に減額されたということで、その理由を聞かせてほしいということではありますが、市といたしまして、連絡会に対して、市の財政の状況を説明してきたわけでありまして、できる限りの協力を求めて、今日までの事業の見直しをしていただいたところであります。19年度の補助金につきましても、団体と協議して事業内容について精査してまいりました。その結果、18年度の繰越金が116万8,082円が見込まれるところから、それと事業の見直しを行いました。平成19年度の補助金につきましては、前年度補助金153万3,000円から125万3,000円を減額して、28万円の予算を計上してきたところでございます。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 質問番号の2番でございます。予算書64ページ、自転車等移動保管料の減額の部分でございますけれども、これは駅前の放置自転車の移動保管を行いまして、保管事務所で返還業務の収入でございます。減額理由といたしましては、若干返還率が下がっております。それとあわせまして、フォルテ摂津周辺の駐輪ラック設置によります移動保管の減少も見込んでおりまして、そういう額に計上させていただいております。

それから3番の、同じく自転車等鉄屑処分金の24万円の同額の理由でございます。これも毎年移動保管を行いまして、その返還率が若干下がってきておりますが、鉄屑処分の毎年の処分金の数値が、平均24万円あたりを前後いたしておりますので、予算としましてはこの金額で計上させていただいております。

それから、4番目の予算書160ページの需用費の修繕料の内容でございますけれども、これはフォルテ摂津自転車自動車の駐車場でございます。その中で、非常用の自家発電設備がございまして、これが平成4年度から設置しておりますが、15年経過しております。突発的な災害等がございまして、当然、発動するわけでございますけれども、自家発電の冷却水ポンプの配管が水漏れを起こしたり、そういうふうな状況でございますので、これの取りかえの金額が164万円になっております。それとあわせまして、車検によります費用が若干2,000円ほど減少しております。そういうふうに計上させていただいております。

それから、5番目の予算書160ページの交通指導業務委託料の187万7,000円の減額理由ということでござい

ます。これは、従来、都市交通問題調査会が交通指導業務を行ってございましたけれども、平成18年度をもちまして解散ということで、18年度当初から民間の業者の入札ということで行いました。当初、急な解散でございましたので、実際の委託業務は7月から行っております。それとあわせまして、人件費が都市交通問題調査会に比べますと若干下がっております。その人件費の減額の部分の数字が、予算書で計上させていただいているということでございます。

それから、6番目の駐車場管理委託料の355万円の増額理由ということでございますけれども、これはシルバー人材センターの人件費が最低賃金法によりまして、各5円アップした分の金額と、それともう一つは、フォルテ摂津自転車駐車場の、今回条例改正を行いまして、4月から時間延長を行います。その部分の人件費の増額が337万7,000円という額がございまして、その増額でございます。

それから、8番目の、160ページの公共施設巡回バス運行管理業務委託料と、それから市内循環バス運行補助金の額でございますけれども、これは公共施設巡回バス運行事業は、昨年11月から政策推進課の方で試行という形で運行しております。19年度からは交通対策課が所管ということでございまして、その分の運行管理業務委託料の1,170万5,000円と、それから市内循環バスにつきましては、近鉄バスが同じく昨年11月から新ルートを2ルート運行しております。これも補助金でございます。

それから、9番目の路面標示設置工事の増額分でございます。これも昨年補正予算の中で計上させていただきました100万円の復元の予算額の額でござい

して、これも復元の5か年計画で計画いたしております。その部分の2年度の予算計上をプラスいたしております。

それから、10番目の駐車場整備工事負担金の500万円でございますが、これはJR千里丘西側の千里丘第1自転車駐車場の増設の整備に係る工事負担金でございます。昨年予備設計の中で工事手法を、今回、財団法人自転車整備センターで整備並びに管理運営を依頼することになりました。その中の市が持ち出す負担金が500万円ということで計上させていただきます。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、番号11、予算概要の86ページ、保険料、18年度が12万円であったものが、19年度19万円になっているこの理由でございますけれども、これは近年の交通事故を初め、各種事故の賠償水準も年々上昇しているという状況から、道路管理に伴います賠償金額が保険金額を上回り、全国的な事例から市費の持ち出しという状態がふえているというケースから、1事故当たり身体賠償が1名につきまして2,000万円、総額1億円という内容から、1名につきまして3,000万円、総額5億円の内容にグレードアップする内容でございます。保険料としましては、市道では1キロ当たり500円から780円に。法定外道路におきましては1キロ当たり180円から270円になるものでございまして、予算としまして7万円増額の19万円になっておるものでございます。

続きまして、予算書163ページ、道路維持費におきまして、道路維持工事ですね。18年度におきましては3,940万円であったものが、19年度は8,000万円になっていると。この内容と、

あわせて概要におきまして18年度ですね、雑工事費と転落防止工事費がないのはなぜかという内容でございますが、これは本市が管理しております道路におきまして、舗装、橋りょう、街路灯、側溝、ガードレール、安全柵、標識などの道路附属物の損傷に対しまして、速やかに処理を行い機能維持を図る費用でございます。18年度におきましては、当初予算3,500万円であったものが、18年第3回定例議会におきまして、1,000万円の増額補正を承認されたものを受けまして、18年度トータル予算4,500万円になったものでございまして、19年度におきましても同様の4,500万円を計上しておるものでございます。

続きまして13番、予算書163ページ、工事請負費におきまして18年度は3,940万円が8,000万円になっていると、この内容でございますけれども、18年度の3,940万円の予算につきましては、道路補修事業費3,500万円、水路転落防止費用300万円、雑工事費用140万円の合計が3,940万円でございます。19年度につきましては、道路補修事業費としまして8,000万円計上しておるわけでございます。というような内容でございますので、この道路維持工事費におきましては、18年度と比べまして、先ほど言いましたように、水路転落防止費用の300万円、雑工事費用140万円がなくなっておるということでございまして、8,000万円は道路補修事業費のみになっております。道路補修事業箇所としましては、さきにお配りしております土木下水道部の平成19年度事業計画箇所図に示しておりますように、千里丘三島線ほか16路線を予定いたしております。

なお、関連することを先に申し上げます

すけれども、質問番号17番目の概要88ページ、雑工事250万円、これが平成18年度は130万円が250万円になっている理由ということでございますけれども、先ほど申し上げました前年度ありました道路維持費の雑工事費140万円を、この交通安全雑工事費の250万円に統合したということになっておりまして、概要88ページの雑工事費が250万円になっておるという理由でございます。

水路の転落防止工事費、前年度あったものが、なぜ今年ないのかという内容でございますけれども、このことにつきましては、鳥飼の区画整理によりまして、鳥飼水路沿いに道路を築造いたしました。この道路を築造した折におきましては、道路基準におけます転落防止柵を設置しておったものでございますけれども、対象となるところが水路への転落防止というような基準から、地表面から1メートル10センチ以上の転落防止に変えなければならないということから、18年度から継続予算を持ちましてスタートした事業でございます。300万円を18年度計上しておったわけなんですけれども、さきに部長の方から説明ありましたように、18年度補正予算から300万円そのものを減額いたしております。この内容につきましては、18年度の年度の途中におきまして、水路管理者でございます神安土地改良区と協議を行ったところ、水路側から見た転落防止柵ということも当然考えられるわけでございまして、当然、水路があるから転落するというのもございますので、道路から見た転落防止柵でも設置できますし、水路から見た転落防止柵も設置できると。その中で、水路から見た転落防止柵を設置できるということになれば、府費等が導入

できるということがわかりましたので、ならば19年度に一時送りまして、せっかくの府費をいただける、道路事業でちょっと府費はとれないわけなんですけれども、水路事業であるならばいけるということになりましたので、平成19年度から、神安土地改良区の方に工事をやっていただくというような形にシフトいたしました。当該予算につきましては、水路の管理等を引き受けてもらっております下水道管理課の方で、神安土地改良区への負担金を19年度予算計上しておる次第でございます。

続きまして14番目の、道路の委託費用200万円の内容と、工事請負費が1,300万円から500万円になっているという内容でございますけれども、この委託費用は概要にも書いておりますけれども、鳥飼西二丁目地内道路改良事業の測量分筆委託料200万円の費用でございます。本道路につきましては、現在未舗装の幅員1.82メートルの現況でございます。この道路の北側に、現在、市有地になっておりまして、ゲートボール場がございました。19年度におきまして、そのゲートボール場に地域福祉活動拠点としまして、平屋建ての建物を計画するというもので伺っております。その建築に先駆けまして、前面道路を4.8メートル道路に改良するもので、対側の土地所有者との土地提供等の協議が調ったことを受けまして、1メートル82の道路用地を4.8メートルの用地に一方後退するという内容でございますので、その測量分筆費用が200万円を計上しております。

続きまして、工事請負費500万円の内容でございますけれども、先ほど申し上げました道路敷地をまず確定いたしまして、確定された敷地に幅員4.8メー

トルの道路を築造する費用を500万円計上しておるものでございます。前年度1,300万円が500万円になったのではないかというような内容につきましては、前年度におきましての内容は、それはちょっと後で説明させていただきます。すいません。

続きまして、15番目の予算書164ページ、交通安全対策費、前年度1,730万円から今年度1,650万円になっておるとい内容でございますけれども、この平成18年度におきましての1,730万円の内容でございますけれども、道路照明灯設置事業に100万円、歩道段差切り下げ及び視覚障害者誘導ブロック設置事業に500万円、雑工事業に130万円、鳥飼本町81号線外3路線歩道改良事業に300万円、別府新在家線歩道改良事業に300万円、千里丘南千里丘線歩道改良事業に400万円で、合計1,730万円計上したものであります。平成19年度におきましては予算概要88ページに記載されておりますように、道路照明灯設置事業に100万円、歩道段差切り下げ及び視覚障害者誘導ブロック設置事業に500万円、雑工事業に250万円、鳥飼本町81号線外3路線歩道改良事業に500万円、千里丘45号線道路改良事業に300万円で、合計1,650万円を計上したものでございます。

続きまして16番、補償、補填の420万円の内容でございますけれども、この内容におきましては、予定されております来年、平成20年4月1日に学校の統合がございます。三宅小学校と柳田小学校が統合されることによりまして、柳田小学校前の歩道の電柱が、柳田小学校側に現在立っております。ピンポイントではあるわけなんですけど、少しでも歩

きやすくしてあげようという、こういう観点から、小学校側にあります電柱を車道側に移設するという内容でございます。その移設に対しての補償費用を420万円でございます。

続きまして、18番目の概要89ページ、千里丘三島線道路改良事業500万円という内容でございますけれども、本事業は昭和37年に都市計画決定がされております計画幅員20メートルから25.5メートルの幅員で今現在計画決定されております。千里丘駅南交差点から阪急京都線産業道踏切までの約450メートルの区間におきまして、道路築造を計画しております。総幅員16メートルから18メートル程度を今現在考えておられて、どの範囲にどういうふうなルートでつけるのが、一番道路の線型としましては好ましいかということを測量設計する費用を、500万円計上しておるものでございます。

それから、18年度が1,300万円が500万円という内容の、その18年度の1,300万円の内容でございますけれども、この18年度の1,300万円の内容は、千里丘東23号線といたしまして、三島幼稚園の東側、現在、施工をしておりますけれども、その田んぼのところには旧来からは板柵で道路保護をしておったものでございますけれども、この内容を土地所有者等の土地交換手続を終えまして、永久的に使える擁壁構造に拡幅した工事の内容が1,300万円でございます。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 質問番号7番、予算書160ページの自転車等保管事務所管理委託料の26万円の減額理由ということでございます。これは移動保管を行いました自転車保管事務所の返還業務

を行っております管理委託でございます。本来、平日ですと10時から19時までの業務となっております。移動保管が年間145回ございまして、従来ですと10時からですが、責任者がまず9時に出てまいります。3名おりますけれども責任者1名が9時に参ります。それから2名の係員が9時半ということでございまして、これが全日計上いたしておりましたけれども、19年度におきましては、移動保管の145回分のみの範囲でという形で計上させていただいております。従来、全日でしたが、突発的な苦情等も対応もあるということから、予算計上させていただいておりましたけれども、18年度の中で見てみますと、余りそれはなかったということで、今回、145回のみのお勤の時間をカットしたということの減額ということでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 丁寧なご説明、ありがとうございます。それでは、再度、質問させていただきます。

1番目、市営住宅使用料にしましては、理解できましたので結構です。

2番目、自転車移動保管料、これに関しましてご説明で理解できましたので結構です。

3番目、自転車等鉄屑処分金、これに関しまして、前回からもお願いしてはるんですけど、自転車等鉄屑処分金の早期処分をどう検討されて、どのような形で今推移されているのか、そこをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

4番目、交通対策、需用費の修繕料に対しまして、これも理解できましたので結構です。

5番目、交通指導業務委託料、これに関しまして理解できましたので結構で

す。

6番目、駐車場管理委託料に関しまして、ご説明で理解できましたので結構です。

7番目、自転車等保管事務所管理委託料、これもご説明で理解できましたので結構です。

8番目、公共施設巡回バスと市内循環バスの運行に関しましては、これ多分、去年の時点で1,000万円つけて、近鉄バスの便数が急遽減らされたという形で、本年度も1,000万円そのままついております。これはいろいろ近鉄バス側とは話されてると思うんですけど、このまま1,000万円つけられた理由と、また今は公共施設巡回バスと市内循環バスの有料、無料の格差。これは市民の方には大変な格差になってこようかと思うんですけど、これをどのように考えられて、今後どのような対応をされていかれるのか、お聞きしたいと思います。

それと、これを運行していく中で、きのうも本会議の中でありまして、高槻市営バスなんかを導入できないかという経緯が過去にあって、それは無理だという形で、そこから引っ張ってくることはできないとなりましたら、今の予算内、もしくは今あるバス会社で市内漏れなく網羅できるような形のを、どのように考えられているのか、その辺のお考えがございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

それと、9番目、路面標示設置工事。これは5か年計画でやられて、少ない予算であります。市民の方からいろんな形で要望があるかと思いますが、少ない予算の中で一生懸命やっていただけてるということは理解しております。予算内でまた頑張ってくださいような形で、

お願いしておきたいと思います。これも結構です。

10番目、駐車場整備工事負担金、これに関しまして、以前より要望していました近畿大阪銀行の前の放置自転車、駐輪ラックを設置していただけるような形になってきているのかな、というような形で喜んでおります。それに伴いまして、まだまだ今、土曜日、日曜日の時点では、あの辺に放置自転車が、もういっぱい、いっぱい、ひっくり返るぐらい、通行できんぐらい、普通の日はそうでもないんですけども、もう土・日になれば、これがもうあふれ返っております。このような対策をどう考えていただいているのか。そして、また先日、行政視察の方で九州の行橋市というところへ駅前再開発で視察に行ってきました。そのときに駐輪場のところで、ちょうどJRのガード、うちとは全然条件が違うんですけど、JRのガード下をそういう駐輪場にしまして、そこに定期使用者に関しまして、その前にカードを突っ込んで、前に持ってきましたら、自動で扉があいて、中へ入って自分でとめるといような形で、無人化じゃないですけど、1人パートの女性がおられて、職員がつかなくてもできるような形のものを考えられています。その辺も、多分新しく施設管理公社でしたか、やってもらえるとこには、そういう形のいろんな提言はされていると思うんですが、その辺のところ、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、11番目、道路管理事業。これに関しましても、ご説明は理解できましたので結構です。

12番目、道路維持費、修繕料3,500万円から4,500万円。これに関しまして、去年の予算の委員会ですか、そのときで多分道路瑕疵という形で5年

間で4件でしたか、当時ではあったという形をお聞きして、そのときにも質問させていただいたんですけど、190キロある中で3,500万円をどう有効に使うかという形で、どうしても瑕疵のところでは、そういったところを本当に最優先で、この予算では到底できない。しかし、その瑕疵を起こさんような形で道路課の方では、日々努力はしていただいて、費用対効果、最大の効果を上げるような取り組みはされていると思うんですけど、悲しいかな去年ですか、8月に道路瑕疵という形がまた1件発生しました。これは、やっぱりとりも直さず、やっぱり道路課だけで対応できる問題じゃなく、前回の瑕疵は、要するに下水の不明水の、あれは結合部分というんですか、そこから水が漏れてて、急に道路がへっこんでしまったというように、こういう事故が起こっていると思うんです。これも行政視察に行った行橋市では、地域担当職員制度といいまして、管理職が出て、1小学校区に10名ずつぐらい、これは職員の方も出られて、出勤前に地域でセーフティーパトロールとか、いろんな地域の方々と、そういう市職員みずからがそういうところへ出かけられて、市民の方と一緒に、いろんな形のボランティア活動をやられてから登庁されていると、月に1回。そういう市もあります。本年度、市長の方からもいろいろ言われている、一人ひとりが何ができるか。できないんじゃないかと、それをするにはどういう形でしたらいいかというように、ちょっと趣旨から外れて申しわけないかもわからないですけど、道路課でできないかもわからないですけど、横との連絡。例えば下水道とか水道とか、今、教育委員会で巡回している青色パトロールとか、そういうこと連携した中で、情報を速やか

に道路課に集約した中で、道路課からそこに出向いて、その状態を確認して、いち早くそういう対応をしてもらえるとというような形を、道路課を中心としたチームを組んでもらいまして、市長がことし提案されているような形の、まず手始めとして、そういうのを取り組んでもらえないかということ、一度お聞かせいただきたいと思います。

それと13番目に関しましては、丁寧なご説明をいただきまして、一応理解できました。

14番目に関しましても、先ほどの測量分筆委託料の説明で、鳥飼方面というか、安威川以南のコミュニティ施設ができるという形の、1つの一歩ということで理解できましたので、結構です。

15番目、交通対策工事請負費、交通安全費、これも理解できましたので結構です。

16番目、交通安全、補償、補填及び賠償金に関しましても、すごい統廃合に関する子どもたちの通学路の安全確保という形のもので、いろいろ配慮してもらって、子どもたちの安全を守っていただくので、そういう対策を視点を変えた形で、いち早く対応をもらえるとという形で、これも理解できましたので結構です。

17番目、雑工事も先ほどの説明をいただきましたので結構です。

18番目、千里丘三島線道路改良事業。これに関しまして、この件にはいつも原田委員の方から、ずっとシリーズで言われて、もう何回も何回も指摘されている形なんですけど、500万円という形の新規という、測量をし直して21年拡幅工事ができたときに間に合うのか。その辺の今までの対応がどうなっているのかというのを聞かせていただきませんか、もうたちまちのうちに、ガードが広くなっ

たわ、もう摂津へ入った途端、もうそういう形で動かないような状態。また、駅の方にも、もう何倍も時間がかかるというような形を、今からやって間に合うのかどうか。これはもう原田委員がずっと言われていることで、この辺の内容をもう1回、ご説明をよろしくお願いします。

それと19番目、先ほどの基本設計に関しまして、入居者の方の意思確認とか、そういうこともやられた中で、こういう予算が組まれているということ。それはそういう、やっぱり入っている方の意思も確認した中で、そういうことをしてもらえるとすることは、ありがたいことなんで、そこはよろしく願いしておきます。

それと、この火災警報機、これの対象団地以外の団地はどうなっているのか。また、対象団地が建替えられる、その対象団地が含まれていると思うんですけど、それが建替えるときにむだになるのか、ならないのか。その辺のそこをお聞かせ願いたいと思います。

それと20番目、市民プールの解体工事。これは今お聞きしたら、一部そういう形でやるということなんで、これも早期にまたどういう形で今後進んでいくのか、その辺はお願いしときますので、これも結構です。

21番目、土木管理費。これはまた詳しい説明が今後出てこようかと思しますので、委員長の方からも言われましたんで、その辺はまた出てきた時点で聞きたいと思しますので、これも結構です。

22番目、緑化推進費としまして、今、前年繰越金があって、本年はこのぐらいの金額をつけているということで、余ることが悪じゃなく、そうやって余ったものを、また来年にきっちり予算づけできるという形のもので、本当にこの辺はきつ

ちり精査してもらって、次年度に使っていただいているということを確認できたので、これも結構です。

23番目、公園管理委託料、これも説明でわかりましたので結構です。

24番目、工事請負費、公園管理工事、これで遊具とフェンスでそういうぐあいに950万円から1,450万円ふえたとありますが、これは現場を見てその都度上げられるんか、それともある程度、計画的というんか、耐用年数を考えながら、そういう形の取り組みをされているのか、ここをもう一度お聞かせください。

それと、25番目、花壇等の維持管理充実事業、草花借上料、これは先ほど説明していただいて、理解できたので結構です。

26番目、ちびっこ広場管理補助金、これに関しまして92か所で大体1公園当たり1万円出ているという形なので、また先ほど説明の中で、地元の方に管理委託をして、地元の方が月1回なり、1週間に1回なり、地域の老人会とかこども会とか自治会が出ていただいて、そういう市にかわって公園を管理していただいているという形のところで、あってはならない事故なんですけど、先日、報道されたような毒入りの形のような事故が起こったことをよしとするのではないですけど、そういう今の状態の中で、この管理をしていただくという形の中で、地域の方と市の方が、もうちょっと密着した連絡のとり方をして、このちびっこ広場を1つの地域の拠点とした形の、1つのコミュニティの場として取り組めるような形のものでは、この126万2,000円という予算が、余りにもやっぱり少な過ぎるんじゃないか。やっぱり、地域の人がそういう形のもので管理してもらって、そういうこども会なり老人会なり、そう

いうところがまた一緒になって、そこから輪が広がるという、その場所を提供している中で、その中でやっぱり自治会が赤字を出すというような形のものの取り組みは、ちょっとまずいんじゃないかと。それはひとつ、森山市長も言われているように、やっぱり地域のことは地域で任せるとなれば、やはり地域の方にも、もちろん公園は自分らの持ち物やと、自分らの所有物やという意識を持ってもらえるような啓発を役所の方からもし、やっぱりそれなりの予算も、もう一度考えてつけてもらえるような形にならないか、この点、お聞きしたいと思います。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 ちびっこ広場の関係でございますけれども、委員ご指摘のように、確かにちびっこ広場はコミュニティ的な形で使われていることになるんですけど、市内にはいろんな公園がございます。その中においても、やっぱりボランティアでもって清掃、除草関係ですね、それをしていただいているところもございます。その中で、やっぱりこういう形で補助金を出していることによって、皆さん方のコミュニティをこういう形で広げていくということについては、非常にいいことじゃないかと。それと、今、自治会組織もなかなかできなくて、自治会の中に入られる方も少ないということも、こういうような形で皆で一緒にやることによって、やっぱりいろんな交流の場が開けるんじゃないか、というように考えてございます。

なお、事業費に、今現在、補助金を出している分につきましては、今がこの額が、今の摂津市の財政状況の中で、これが限度かなという形で今考えておりますので、それはちょっと、今後においては一応検討してまいりたいと思っております。

すので、よろしくお願ひします。

それから、公園遊具とか施設の、どんな形で考えているかということにつきまして、一応、年度計画の中で5か年ぐらいの計画は立てております。その中で、まず一番最初、最も傷んでいる部分を来年やっていこうじゃないかと。それで、20年度については、ことしでもうほとんど耐用年数が来てるなというのがありますが、1年でできませんので、2年、3年という形の中で考えた中でやっていくと。だから、5か年計画ぐらいは一応立てておりますので、その中で考えております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、道路の管理瑕疵、維持管理費、補修費4,500万円計上しておるけれども、それでもいけるんかとか、連携を持ったパトロールなどをやっていただいて、その情報を道路課にというご提案なんですけれども、このことにつきまして、委員言われましたように、昨年8月21日に発生しました道路陥没によるトラックの損傷事故が起こったことを受けまして、これはさきの本会議に報告しておる内容でございますけれども、このことは委員も言われましたように、内容につきましては下水道管の取り付け管からの土砂の流入による陥没が原因であるということが判明して、対応したわけなんですけれども、今後において、そういうふうなことをどういうふうに見出すのかということでございます。現実、今現在、道路課の方で行っておりますパトロールにつきましては、道路作業車によるパトロールを実施しております、安威川以北と以南に分けて、1日がわりで、車での点検パトをやっておるとというのが実情でございます。

しかしながら、こういうふうな道路の中での空洞化になっておるということにつきましては、まさしく人海戦術で道路をくまなく歩いて見ない限りは、発見できないものでございます。ただ、ものを限定して申し上げますと、道路課の方に修繕業務としまして結構参っておりますのが、水道がございまして。この水道につきましては圧力がかかっておりますので、地表面に吹いて出るとか、もしくはまたメーターなどで異常を示しておるとかいうことで、原因が容易につかめるということがありまして、現場での対応も速やかに行っておるとというのが実情でございます。

悩んでおりますのは自然流下管でございます、特に下水道管になるわけなんですけれども、このものにつきましては、先ほど申し上げました圧力管とは違ひまして、自然に高いところから低いところへ流しておるといふような施設でございますので、このことによつての、今回起こつたような内容を発見するのは非常に困難であつて、過去にも数件は発見はしております。このことは事故に及ばず対応はできたわけなんですけれども、先ほども言ひましたように、これは人の目で発見するしかございせん。

今後におきましては、先ほど提案願ひましたように、各施設の管理者及び今現在行っております、これもあんまり効果は出ておらないわけなんですけれども、郵便配達でのバイク便なんかによつての、道路の状況を伝えてもらうような内容にはなつておりますが、現在、報告はほとんど入つてないという状況でもございせん。

とりあへずは、当然、市全体で取り組めばいいものかなとは思ひわけなんですけれども、土木下水道部で、徒歩により

まして、班編成を組みまして、どういうふうな人員で、どういうふうな範囲を、どう回ろうかということ、今現在、検討しておるような状況で、速やかにそれを実施したいと、こう考えております。

○山本靖一委員長 栗屋次長。

○栗屋都市整備部次長 それでは、質問番号の18番目の、千里丘三島線の関係でございます。今、委員ご指摘のとおり、千里丘ガードの拡幅事業、これが21年春ごろに対面交通になってまいると。また、一方では、22年の春にはまた新駅。そういう周辺地域の状況を考えますと、やはり交通量、また歩行者もそうでございますけれども、ふえてまいると。それに対する交通渋滞の解消、また歩行者の安全を図る必要があると考えております。このことは、先ほどちょっと触れられておられましたけれども、以前から本会議でいろいろご指摘をいただいて、早期着手するようにとということでもございましたけれども、ただ、その時期につきましては、我々といたしましても認識もいたし、検討もしてまいったわけでございますけれども、何分にも用地買収等の事業費、これが膨大になるということで、財政状況等から、計画の決断ができなかったというのが現状でございます。

そうした中、19年度から事業に新規としてかかってまいりたい。これは道路課の所管でやっていただきますけれども。その中で、今年度は500万円ということで、測量設計委託料を計上させていただいております。

ただ、工事といたしましては、今後この設計を上げる中で、道路の線型なりを出した中で、また事業計画というんですか、何か年かかるかということも、検討は当然してまいるわけでございますけれども、当初、我々都市計画部門として検討して

おった段階では、これも本会議でご答弁申し上げたと思っておりますけれども、やっぱり用地買収、物件の移転補償等ございますので、やっぱり6か年程度はかかってまいろうかという、これは今の段階でございますから、また19年度の設計委託の中で、その辺も含めた事業計画も、当然、道路課でまた策定されると思っておりますので、今現在ではそういうふうで、ご指摘ではございますけれども、ガードの拡幅には間に合わない。残念でございますけど、そういうふうに判断いたしております。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本靖一委員長 休憩前に引き続き、再開します。

答弁を求めます。

水田参事。

○水田土木下水道部参事 質問番号3番の鉄屑処分金の早期処理の検討と、これからの考え方ということでございますけれども、委員から、以前、早期に処分できないかというふうなご指摘もいただきまして、北摂の方で調査してまいりました。やはり、最短で茨木市が1か月で鉄屑処分を行っておるということは、前回もお答えさせていただいたところです。まずは、処分いたす前に、やはり所有者の照会とか、防犯登録の照会等々の、そういう照会業務もございます。茨木市におきましては1か月という最短の期間というのは、やはり照会を行ってないというふうなこともお聞きしております。担当課としては、なかなかその辺の危険な業務かなというふうに判断しております。本市においては、やはり所有者の照会、あるいは防犯登録の照会をかけて、盗難があるかどうか、それをはっきりした中で処分をしていくというふうな行為がご

ざいます。

保管期間が3か月ということなんで、その3か月の期間の中で、やはり自転車に記名されている方については、当然すぐに照会ができます。記名のない方については、やはり車番とか防犯登録でもって所有者を判明して、返還手続を行うと。そういう行為がございます。移動保管した当該月の中で、本人の方が返還に来られます。その返還を待って照会をかけていくわけですが、これが1か月を要する期間でございます。それは当然、警察の方からも照会もございますので、その回答を待って本人通知ということで、またその行為が約1か月、これで2か月かかります。その通知を出した後に、本人が返還に来られるときに1か月ですから、当然3か月になるんですけども。特にその警察の段階の期間がかなりかかるということで、場合によっては、1か月弱ぐらいかかってしまうということが多々ございます。かねてから、いろいろその辺の期間の短縮とか、そういうことが各市町村の中でも、いろんな機会の中で申し上げているところでございます。

昨日、大阪府の交通対策協議会の中で、警察の照会の短縮ということで、警察の業務の中でございますけれども、電磁的記録媒体といいますか、USBというものを使って、端末を使って照会をかける。防犯登録のシールが今現在ございませぬ。これはバーコード形式にしまして、そのUSBでもってそういうバーコードで、あてると記録されると。従来ですと、紙ベースで照会をかけてたんですけども、そういう機械を使いますと、かなり短縮されるというふうなことを、きのう説明を受けております。ただ、内容については、もう少しこれからお聞きして、どこまで市がそれを活用できるのかとい

うことをお聞きしながら、考えていきたいということでございますので、それがもし短縮が図られるのであれば、ご指摘されているように、若干3か月ですね、もう少し短くできるのではないかなということで、もう少し検討していきたいというふうに考えております。

それから、8番目の近鉄バスの循環バスですね。近鉄バスの1,000万円の金額、これは同額でございませぬけれども、今後、これからもそういう額になるかということのお問いがございませぬ。これは従来から1,000万円補助いたしております。従来のバスは1日9便で、大回りで走っておりまして、利用が少ないということで、今回、同じ1,000万円の補助金の中で、どこまでそのコースが変えられるかということで、昨年11月から北ルート、南ルートの2ルートで運行を開始いたしました。

この運行につきましては、私どももちろんですけど、近鉄バスも、やはりこれは本格運行ではなしに、やはり試行的な意味合いも含めて、これから検証していきたいと。構想の中で、費用対効果が出ないということであれば、当然これは検討していつて、コース変更を考えていかなければならないという、当初、その辺の協議の中ではお話もございました。今回、昨年11月から運行いたしておりますけれども、私どもとしては、やはりまだまだ1年間ぐらいかけて検証しながら、地域の方の意見も聞きながら、もう少し、どこまで要望とか反映できるか、検討していきたいと考えております。

公共施設巡回バスの有料、無料の格差ということ。私ども、公共施設巡回バスにつきましては、19年度から、私ども交通対策課の方で所管ということで、今現在、政策推進課の方から、その事務

の引き継ぎ等の準備を行っている段階でございます。もちろん料金の格差ということで、有料、無料ということなんですけど、これは性格的な違いのあるバスでございます。やはり、公共施設巡回バスにつきましては、市が独自で行えるバスでございますので、路線バスのように認可を受けたバスとはまた違いますので、当然その辺の運行の形態というのは、自由な形でできるかなと思っております。性格が違いますから、有料、無料に当然のことなんですけれども、今後、その有料、無料をどうしていくかということでございますけれども、これはもう形が有料と無料であれば、当然平行線です。ですから、もう少しお互いに使い勝手をしていきたいなということであれば、当然、どちらかの形態を重視するんかというような形も、1つの選択肢であると思っています。

今後、引き継ぎを受けながら、やはり検証もしていきたいと思っております。今現在でも、いろんなお声を聞いておりますので、それでもうもう少し、どういうふうに利用が図れるかということも、考えていきたいなと考えております。

それから、10番目の、千里丘第1の自転車駐車場の増設に係ります部分と、近畿大阪銀行前の駐輪ラックでございます。これも委員の方から、かなりの放置自転車があると。花壇の前に自転車が放置されていることによって、歩行者それから車が通りにくいと、危険だということもご指摘がございました。私どもも、やはりその実情は、よく認識しております。花壇の中にラックが設置できないかと検討してまいりまして、今回、道路管理者としても道路課でご意見も聞きながら、花壇の中に設置していく運びになっております。千里丘東側のフォルテ周辺

には電磁式ラックを設置したことによりまして、かなりの効果をいただいていると。あの周辺におきましては、ほとんどと言っていいほど放置自転車はなくなったということでございます。本来、近畿大阪銀行前ですから、駅の西側にはなるんですけども、放置自転車の防止対策という位置づけを行いまして、駅の西も東も同じ考え方でいくということで、今回、東側で駐輪ラックを設置いたしました、摂津都市開発株式会社にお問い合わせいたしまして、駐輪ラックを設置していただくというふうなことになっております。

これからの取り組みといたしましては、合意書を交わしながら、あとその辺の事務的な処理もありまして、今後進めていきたいなと思っています。

設置の期間、予定でございますけれども、できましたら4月中をめどに設置できたらなというふうに、今現在、取り組んでおります。

それから、土・日のうち、移動保管ですね。どうなんだということでございますけれども、これも以前から土曜日、日曜日の移動保管ができるかどうかというのは、検討してまいったんですけども、そのために幾つかのやはり条件の整備が必要かなと思います。まず、第一に、やはり移動保管に係ります人件費と、それから保管場所のスペースの確保が、やはり当然出てきます。そういうことが可能であれば、土曜日、日曜日の対応もできるのではないかなというふうに考えておりますけど、ただ、移動保管ですので、かなりの苦情が寄せられる、対応を行っています。私ども、いつもかねがね思っていることは、やはり駐車場、駐輪場の確保がセットもんじゃないかなと思っています。そういう意味では、千里丘第1の駐輪場の今回の増設と、それから近畿

大阪銀行前の駐輪ラック、それを確保できますれば、当然、それは移動保管も考えていかなあかんということなんですけれども、そういうことで、その状況を見ながら考えていきたいと考えております。

それから、千里丘第1の駐輪場の件でございますけれども、今現在、自転車駐車場整備センターにこれから依頼していくわけですけれども、当然これから基本設計、実施設計という流れの中で、市としてのその辺の意見がどこまで入れるかということでございますけれども、先立って私どもの方も話をさせていただいておりますが、当然、今現在、有人管理を行っておりますけど、これをできますれば、中央ゲートで対応できればなということも申し入れております。

それから、今現在、自動車の駐車場スペース7台を、今バイク置き場で対応しているところでございますので、やはり自動車の方のスペースも確保すると。それからバイク、それともう少し、もう1つは、今現在大型のバイク、自動二輪の駐車場がございませんので、それも駐車場としてその中に確保できるように、それも申し入れております。これから随時そういう協議の中で、ある程度しっかりとしたもの、形をつくり上げていきたいなというふうに考えております。

○山本靖一委員長 長野参事。

○長野都市整備部参事 20番目の住宅用火災警報機の設置についてのお問いでございます。対象団地以外の団地はどうなるか、また対象団地のうち、建替え対象団地が含まれているが、むだなことにはならないかとのお問い合わせでございますけれども、対象団地以外の団地につきましては、一津屋第1団地の40戸、また第2団地の70戸、合計110戸でござい

ますが、これらの2団地につきましては、既に建替え事業が完了しておりますので、自動火災報知機が設置されていますので、この住宅用火災警報機の設置が免除されているところでございます。

また、建替え対象団地につきましては、既存住宅であるということで、この住宅用火災警報機の適用につきましては、平成23年6月1日からでございますけれども、市営住宅という公設の建物であり、住宅用火災警報機の市民への普及、啓発に取り組むためにも、できるだけ早期に取りつけて、入居者の安全、安心を図ることが、施設管理者としての責務であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。それでは、再度、質問させていただきます。

自転車等鉄屑処分金に関しまして、これは再度そういう今、形で対応していただいて、いろいろな動きの中で、1日も早い形で、費用対効果という形は出てくると思うんですが、鉄屑じゃなくてリサイクルという形のもので、1円でも多く収入が上がるような形で、それに対する費用がもしかかるとすれば、それは先行投資の中に入れて、そういう減価償却も考えられた中で、鉄屑という処分金じゃなくて、リサイクルという形のもので利益が上がるように考えながら、進んでいきたいということをお願いしておきます。

それと、8番目の施設巡回バスと市内循環バスの件であります。一津屋方面の方も減便になって、すごく本当に昔言われたこういうことが適正かどうかわからないんですけど、離れ小島みたいな形になってしまって、本当に寂しいと。これからどうなるんやと言われているお声

もお聞きします。これはいろんな事情で、近鉄バスの事情もあろうかと思いますが、やはりその辺のことは、今、水田参事の方から言われた形で、ある程度の期間、統計をとりながら、皆さんの市民の方のご意見もお聞きしながら、そういう形のものもいろいろ考えた形の中で、新しいまた対応をしていくなり、施策を設けていくという形をお聞きしまして、ぜひともそういう身近な声を、きちり皆さんの声を反映できるような取り組みを、考えていただきたいということを要望して、お願いしておきます。

それと、10番目の駐車場整備工事負担金。千里丘駅西口の近畿大阪銀行前、いち早い対応をしていただきまして、本当にフォルテの方は駐輪ラックができてから、本当に今までもうひっくり返ってきた放置自転車が、本当にきれいな形で、本当に摂津の顔という形の玄関口できれいになっております。西口の方も、そういう要望を持ちまして提案させていただいたところ、そういう対応をしていただいて、これからも、多分西口の方は吹田市民の方とか、そういう方は多いかと思いますが、あくまでも摂津の顔の部分であります。そういうところにそういうラックを設けていただいて、今後千里丘第1駐輪場なんかもできた中で、本当に整備されたきれいなまち。それからまた、西口の駅前再開発、ガードが進んでいくかと。これは吹田操車場跡地の絡んだ形で、今後の形にはなろうかと思いますが、第一歩としてその駐輪ラックができるということは、すごく感謝しております。今後ともそういう形のもので、今度、駐輪場の自動ゲートなんかもいろいろ提案されているということで、よろしくお願ひします。そのなったときに、先ほど言われたような形の、駐輪場を確保してか

ら土、日の放置自転車のそういう撤去とかを考えていくということで当然のことやと思います。とめるところがないのに撤去したら、我々どこへ置いたらええという意見が出てきたときに、それに対応することはできないんで、その辺の確保できたときには、より強い形というんか、強制力を持った形で、そういう撤去もしていただきたいということを要望しておきます。

12番の道路維持、パトロールの件ですが、これも先ほど休憩前にご説明していただいた形で、今後いろんな形、庁内で取り組んでいただけるということなんで、これは強く希望した形で、本当に縦割りじゃなくて、本当に横の連携を踏まえて、やっぱり摂津市株式会社という意識の下で、我々は何ができるんかという意識の下で、一度取り組んでいただいて、本当に先ほども公園の方で言いましたが、本当はあってはならないことなんです、こういうことがあったということを、あったことをよしとして、それを教訓として、一歩から始まるという形の。それとちょうど市長が出された方針、我々一人ひとりができないんじゃないかと、どうやったらできるかという工夫をしていくという、そういう意識の中で、どうぞ道路課を中心とした形の取り組みをお願いして、これも要望としておきます。

19番目の住宅用火災警報機の件です。これは市営住宅というのは、本当に市民の財産であります。それを守っていただくという意味でも、もちろん入っておられる方の、そういう高齢者のための1つの施策ということで、よりいち早いそういう火災警報機をつけてもらって、その人らの安全を確保するという意味では、大変すばらしい取り組みですが、それ以前に、市営住宅というのは、摂津市民の

財産であるということを守っていただくという意味では、そういう対応には結構だと思います。ただ、その今度移るときに、それをまたその場で終わってしまうんじゃないかと、それを違う場所につけかえるとか、または高齢者の独居老人にそういうものを渡せるような、そういうむだのないような取りつけも考えていただきたいと思います。これも要望とさせていただきます。

それと24番目の遊具とかフェンスとか、計画的にやっていただいているということで、これも説明で結構です。

26番目、ちびっこ広場の件に関しまして、再度今の先ほどの話の中で、金額がこれ以上ふやせないというのは、多分予算的には難しいと思いますが、やはり先ほどお願いしたような形の、これは違う視点で物を考えて、そこの管理運営ではなくて、その地域を1つのコミュニティの場所として育てていくという視点で、公園みどり課の方も視点を変えた形で、そういう予算とか、それに違ったものを提供することによって、その地域を1つにしていくという形のものを、もう一度考えていただけないか。これは自治振興課とかいろんな形の連携もあろうかと思いますが、その方法を考えてもらって、またこれは要望としておきますが、これはまたシリーズとして追いたいと思いますので、よろしく願います。

それと、先ほど1点抜けました千里丘三島線、18番ですね。さっき次長の方から言われて6年計画でやっていくという形で、6年過ぎたら、もう南千里丘の方は開通しているという形のものです、これはぜひとも、設計は設計でやりつつも、もう買収できるところは1日も早くやってもらった中で、6年と言わず、これを5年、4年、3年と、最低南千里丘のまち

びらきと同時にやってもらわないと、吹田市から入ってきたわ、そこで摂津市に入って動かないわ、摂津市から出れないわという形になったら、やっぱり摂津市の一番のイメージダウンになりますので、やっぱりその都市基盤整備という形の、ことしテーマを掲げられてやって、お金をかけることがすべてではないですが、やっぱり今までずっと言われていたことを、そうやって過去努力されてやってたことは認めますが、結果として動いてなかったということは、やれてなかった、やってないという形になりますので、これはぜひとも6年と言わず、3年ぐらいで仕上げるような形の、道路課と協力してやっていただきたい。これも要望としておきます。

○山本靖一委員長 ほかに質疑はありますか。

本保委員。

○本保委員 それでは、予算の概要に基づきまして、歳出の方を数点質問をさせていただきますので、よろしく願います。

まず、先ほど山協部長の方から、冒頭に補足説明がございまして、放置自転車等移動委託料に関連して、合特法関連の施策に対してお尋ねをしようと思いましたが、まず最初にご説明がありましたので、委員長の方からも後日、資料請求をしていただきましたので、これに関連しましては、また資料を見させていただいてから、改めてということにさせていただきますと思います。

それでは、予算概要の84ページでございましてけれども、市内循環バス運行補助事業1,000万円でございますけれども、この近鉄バス株式会社に対する市内循環バス運行の助成についてでございますけれども、先ほど、野原委員の方か

らご質問がありましたことと重なるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。ご答弁の中に、市役所を中心に2ルートに変更になりましてから5か月近くたっておりますけれども、それについての検証状況について、私もお尋ねをさせていただこうと思ったんですが、大体1年ぐらいかけて検証したいというご意見でございましたので、現状で結構でございますので、現時点でわかる範囲、利用状況の検証について、お聞かせをいただければと思います。また、これに関連いたしまして、土曜、日曜、祝日の運行がこの線廃止となりました。この点についてもどのようにお考えであるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

つきまして、概要同じく84ページでございますけれども、放置自転車等対策事業に関連してお尋ねをしたいと思います。現在、駐輪場の時間帯の拡大、あるいは増設を行うように、さまざまな施策でのご努力をいただいているわけでありまして、現実には放置自転車があふれ返っているという状況でございます。議案第9号の方の、58ページ、緑化推進費30万円の減額の説明にも、先ほどございましたけれども、JR千里丘駅東口の本当に真下のところが、通勤の時間帯を境に、もう本当にあとは通ることも最近はできないような、本当に自転車があふれ返っているというような状況が、もう特にひどくなっているということが、通行するのにもやはり支障があるので、困るということで、市民の方からもご意見をいただいているところでございますけれども、これに対しまして、このJR千里丘駅東口の改善について、自転車ラックの設置を、JR側に働きかけるとということについての本市の考えと、また現状及びその

進捗状況について、働きかけておられるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、JR千里丘駅西口、反対側の西口についても同様のことが言えまして、東口以上にこちらの方は、吹田方面からも来られる方が多いということで、駅に店舗が隣接しておりまして、その前に非常にたくさんの自転車が放置をされておまして、ひどい状態になっているというご意見をいただいております。撤去をやっていただいているというような現状もあるようですが、これをさらに厳しく行うか、あるいは自転車ラックの設置を求められているというふうなのが、解決策の一環じゃないかと思うんですけれども、この点について、今後どのように対応していただければいいのかということをお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、概要の85ページでございますけれども、交通安全啓発事業125万5,000円についてお尋ねをいたします。春、秋の交通安全運動の推進及び市民への交通安全意識の高揚を図るといふふうに書いていただいておりますけれども、本年の事業内容についてお聞かせをいただきたいと思います。例年いろいろ、皆さんがキャンペーンで早くから街頭に立たれて、ご尽力をいただいて、啓発活動に取り組んでいただいているのは目にしておるところでございますけれども、大変この事業につきましては、効果という面で望まれることが大きいと思いますので、この効果の面ではどのように現状評価されているのかについて、お聞かせをいただきたいと思います。

あと、同じく概要86ページですけれども、公共施設巡回バスの試行運行事業で1,190万5,000円という金額

が上がっております。これにつきましてはお尋ねをしたいと思います。公共施設巡回バスの運行試行の今後の計画について、お尋ねをしたいと思います。当初予算主要事業一覧の中には、既存バス路線から離れた鳥飼地区において、公共施設を利用する市民の足として運行し、施設の利用拡大を図るといふふうにご書いてございます。その他の地域については、それではどのようにお考えであるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

概要95ページですけれども、先ほど野原委員も質問されておりましたけれども、公園遊具の取替事業450万円についてでございます。老朽化が目立ってきたので、予算を増額していただいたというお答えをいただいたと思うんですけれども、主要事業一覧の中には、目標値9台、5か所というふうにあります。こちらの方には、概要の方には5か所と書いてありますけれども、この実施場所など、事業内容についてもう一度詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。

同じく公園施設整備事業1,000万円の公園管理工事について、公園施設の充実と機能維持とありますけれども、どのような内容をされるのか、これももう一度改めてお聞かせをいただきたいと思っております。実施場所と事業内容についてお聞かせください。

今のところ以上ですので、よろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 概要の84ページの、市内循環バスの補助事業で、ルートの検証ということで、今現状報告できるものということでございますけれども、先般2月に全ルート、北ルート7便、それから南ルート6便ですが、それを職員で2名体制で全便乗りました。1日では

ありますけれども、OD調査といいますか、聞き取りを兼ねて調査させていただきました。これは、やはり1週間のうちの月曜日から金曜日の中で、曜日によって多少前後すると思うんですけれど、北ルートにおきましては、全体では約23人利用されております。南ルートにつきましては15名。便数1便当たりでいきますと3名か4名ぐらいかなと。ただ、お聞きしますと毎日乗られてない方もおられますので、これも曜日によってかなり異なる集計かなと思っております。直接アンケートで聞かせていただいた中では、利用勝手のいい方もおられますし、やはり以前は正雀から千里丘へ行かれる方が、なかなかその2ルートになったことによって、乗り継ぎの間に、やはり時間のロスがあるということの意見もお聞きしてあります。これからまたできましたら全曜日です、それも兼ねて同じような調査を行いながら、ご意見をお聞きしていきたいというふうに考えています。あわせて、また実際に野原委員からの一津屋地区の交通不便地域が発生したということも、お声も聞いておりますし、その付近の方のご意見もよく聞いております。ですから、今後その辺の検証をしながら、バス事業者の近鉄バスにも補助している立場から、強い姿勢で協議していきたいと思っております。

土曜日の運行でございますけれども、従来のバスは土曜日運行いたしておりました。本来、新ルートになったときにも、そういう協議の中で出たんですけれども、まず最初に、土曜日は市役所は閉庁と、これも以前申し上げましたけれども、それは対応は可能なんですけれども、やはりバス事業者としては、利用が土曜日、もうかなりない、データの1名程度しかないのです、その1便走らすことによ

て、費用対効果が生まれにくいということで、今回、1,000万円の中でそういう運行をさせていただいたということです。ただ、そういう声をお聞きしていますので、先立っても近鉄バスの本社に行きまして、その辺の話もさせていただいております。ですから、またこれも引き続き検証しながらの中で、また1つの検討材料かなというふうに考えております。

それから、同じく84ページの放置自転車の移動保管ということで、今、委員おっしゃっているのは、恐らくJR千里丘駅東側の駅舎の下のJR用地のところでございます。私ども、駅周辺の放置対策ということで、全体計画の中で駐輪ラックを設置した経過がございまして、そのことに対しまして、JRの京都支社の方にも申し上げております。設置以前にもこういうことをやるということを申し上げてきたところでございまして、その中で、JR用地の空地があるということで、駐輪ラックを設置できないかということで、昨年からJRに申し入れております。おっしゃっているように駐輪ラックを何基設置できるかということまで図面に拾って、京都支社の方へ出向いております。できますれば、計画では、私ども、設置する場所で、台数としては約80台ぐらい設置できるかなということで、当初その辺で交渉を重ねてたんですけども、現状、バリアフリーの関係でエレベーターの設置工事ということで、工事ヤードがそこへつくられたということで、この計画が若干できなくなったような状況です。ただ、それだけじゃなしに、他にもJR用地があるということも考えておりますので、何とか放置対策ということで、JRの京都支社もそういう責務を持ってやっていただきたいということも話をしておるんですけども、なかなかいい返事を

いただけません。これまでJR用地についても、指導員によって啓発指導を行って、移動保管も行ってきたところなんです。それまでは、やはり放置もかなり少なかった状況です。やはり、民地の中まで移動保管していいものかどうかということもございまして、当然、個人の方の民地の中では撤去いたしておりませんので、そういう考え方からいきますと、やはりJR用地も民地という解釈から、当然、JRも放置対策を考えてほしいというふうな話もしておりますので、当然、市がそこへ税を投入して移動保管するもおかしいんじゃないかということも、意思表示させていただいて、現状がああいう状態です。

先般も担当の方と話しております。19年度においてはそういう工事の箇所が発生しましたものですから、現状の放置自転車の対応については、そういう確約をもらえば、市としては当然、移動保管も考えますよというふうな意思表示もしておりますので、その辺の今、交渉をしております。ですから、回答待ちということで、今現在やっているところでございます。ですから、放置の現状はよく理解しております。苦情もよく私どもの方に入っておりますけれども、その苦情についてはJRの方へお願いしますというような対応も、行っておるところでございます。

それから、西口の駅の、やはり放置の対応でございますけれども、これはもちろん移動保管を行っております。先ほど申し上げましたように、千里丘第1の駐輪場の増設と、それから近畿大阪銀行前の駐輪ラックの設置。これができますれば、ある程度銀行前もカバーできるんじゃないかと。もう1つは、駅直近のミスタードーナツ前ですか、これもかなり放

置がございませう。これも駐輪場ができた状況の中で、現在は朝一番に撤去してあるんですけども、これももう少し時間を延長してはどうかということも考えておりますので、それもやはり駐輪場の状況を見ながらということ。ただ、放置の指導はやっておりますので、ですから駐輪場への入れていただくような指導も行ってありますが、なかなかモラルの問題で聞いていただけない方が放置するというふうな状況にございませう。何とかそのラックができたなら、駐輪場とラックができますれば、強い姿勢で指導もできるかなと考えております。

それから、85ページ、交通安全啓発事業ですね。これは、春、秋の交通安全運動期間中の中で、警察もしくは大阪府が毎回そういう春の交通安全運動や秋の交通安全運動の中の重点項目を決めまして、事業を進めております。それに基づきまして、私ども摂津市の交通安全推進協議会もございませうので、その役員会の中で、当市独自に交通安全期間中の行事を行っているところでございませう。

今現在の重点といたしましては、やはり高齢者と子どもの事故防止、それから特に自転車の事故が多いということで、これはもう警察の方もかなり重点的に指導を行ってきているということで、実際、現在でも街頭の指導を行っているところでございませう。このうちまた今般、19年度におきましては5月から、本来は4月なんですけども、今回、選挙の関係で5月ということで、これからその事業の内容については、警察といろいろ協議を進めてまいっていききたいなと考えております。これの予算の内容としましては、やはり啓発ですので、運動期間中の周知を図るための啓発物品を配付すると。その中でも重点項目、自転車とか、それか

ら迷惑駐車とか、そういう内容の記載を盛り込んだものを配付しながら、意識の向上を図っております。

ただ、目に見えた効果というのは、なかなか配付した段階では見えてこないんですけども、やはり小学校の安全教室とか、それから中学校の教室とかも含めて呼びかけていきながら、成果としては、事故の件数が減っていくというふうなことではなかろうかなと思っております。ですから、市としてはやはり推進協議会の構成メンバーの団体の方のご協力をいただきながら、警察とタイアップしながら進めているような状況にございませう。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 概要の95ページの、工事請負の中の公園遊具取替事業並びに公園設備整備事業の中で、ここにありませう、まず公園遊具の取替事業の中で、まず金額が450万円の分ですけども、昨年度は300万円の予算でもってやっておりました。来年度は1.5倍の450万円をつけていただいております。

内容なんですけども、まず施設の充実の5か所ですけれども、今ある遊具の中と同じものじゃなくて、新しく別のものをつけていって充実していくという形です。それと、あと3か所は、今あるやつをそのまま同じのに変えていくという、2つの形で考えております。場所ですけれども、市場池の第2ちびっこの滑り台、これは現行のままで、同じ形のものをつけさせてもらいます。いちょう公園の4連ブランコのこの取替と、もう1つは木製遊具の2つがあるんですけども、これにつきましてはもともとかくれんぼ壁とか、ちょっとしたスプリング遊具とかあったんですけど、それを新しいのかえていくという形のものにいたします。千里丘東四丁目のちびっ

こ広場にありますが、現在、鉄棒があるんです、鉄棒をかえるんですけれど、以前はブランコがありました。そのブランコについては、その場所で盆踊りとかそんなときに、要するに広場を大きく使いたいという形の中で、施設を変更しております。りんどう公園で、当初は山型ステップがあったり、木のステップがありました。それを撤去しまして、新たにこれはスプリング遊具をつけていくと、このようにつけていきます。昭和園でございますけれども、これはもともとありました滑り台、これと同じものをつけていくと。江口団地のシーソー、これも同じくシーソーがありますので、それと同じものをつけていくという形で、全部で7か所ございます。だから、遊具としては8か所になります。それが合計で450万円の金額を計上しております。

次に、工事請負の中の公園施設整備事業でございますけれども、主にフェンスの設置が多いです。フェンスの設置でいきますと、さくら公園、しば公園、ふるさと公園、さつき公園、ゆりのき公園、あじさい公園、かえで公園、千里丘東四丁目ちびっこ、正音寺ちびっこ、なかよしちびっこ、この公園につきましては、一応フェンスの設置を考えております。

それから、嘉円公園でございますけれども、パーゴラといいまして日よけになっている箇所がございます。もう3年ほどかかって、ずっと新しくつけかえていってるんですけれど、これがちょうど最終年度になりまして、これのつけかえを行っております。それと、新幹線公園の中で、今現在、ゼロ系の新幹線と電気機関車がございました。新幹線公園の新幹線につきましては、今から5年ほど前に新しく塗りかえたんですけど、電気機関車の方が設置してそのままの状態であります。だ

から、皆さん方見ていただくといいんですけど、普通であればあずき色をしてるのが、赤茶けた色をしております。そんな関係で、もうペンキを塗っていかないと、これは耐えられないんじゃないかという関係がありますので、これを新しく塗りかえていくと。それと、安威川ふれあいづつみの正雀でございますけれども、前、案内板ということで、以前、一般質問であったんですけど、要するに全国伝統地名の分の下が腐っている部分がございます。この分をすべて取りかえていくという形の分も、今回入れさせていただきます。以上で全部を、去年平成18年が650万円でしたが、1.5倍の予算をつけていただいた1,000万円で予算をつけていただいたという内容でございます。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 概要の86ページの公共施設巡回バス運行事業の、バス路線を離れたルートと、それからその他のルートはどうするのかということでございます。19年度の予算につきましては、平日245日間でもっての運行ということと、それからバス停の標識の設置委託料ということで、20万円を予算計上させていただいております。先ほど申しましたように、まだこれから公共施設巡回バスにつきましては、現在担当しております政策推進課の方から引き継ぎを受けて、新年度に向けて行っていきたいと考えております。そう言いましても、私の方にもいろんな声をお聞きしているところでございます。

これから、当然、公共施設の巡回バスでございますので、公共施設をつなぐというバスルートが位置づけされております。そういうものでございますので、それから住宅地はどうするねんということ

はあるんですけども、バスそのものの性格がそういうことでありますれば、当然、そういう施設の方へ回らなければならないということも、ひとつ考えていく方法ですし、これからいろいろ考えていきますけれども、時間帯、便数、それをあわせますと、果たして公共施設の中まで入っていてもいいのかどうか、いろんなことも考えていきたいとは思っております。当然、それは私どもだけではなしに、今現在、巡回バスですから阪急バスの方とも協議しながら、知恵をいただきながら考えていかなければならないんですけれども。ただ、限られた予算でございますので、どこまでできるのかなというのが、今現在、まだ考えている段階ですけれども、やはり便数をふやす方法としては、やはりそういうコースを、もう少し回りやすいコースを考えていかなければならないかなとか、時間帯も、もう少し短くできるようなコースにしたらいいかということもまずあります。ただ、その他の地域となりますと、そういう市が行いますバスなのか、それとも路線バスなのかということもあります。今回、19年度からは、1つの担当課の中で性格の違うバスを持ちますことから、当然、巡回バスも循環バスも含めまして、単独のバス事業者との交渉ではなしに、今後はもう市内全体のそういう交通といいますか、運行経路を考えていくためには、やはり合同でもって話を進めていきたいと考えております。ですから、近鉄バスの循環バスは循環バスではなしに、阪急それから近鉄も含めた中で、トータルで考えていきたいというふうに思います。今後、そういうふうな提案もしていきたいなど。バス事業者に対してはそういう提案もしながら、何とか試行期間中に、ご期待に沿えるようにしていきたいなど考えてお

ります。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。まず、公共施設巡回バスの件ですけれど、お答えをいただきまして、現在、政策推進課から交通対策課の方が事務等、引き継ぎをされているということで、これからしっかりとまた取り組んでいくというふうに、お答えをいただいたと思います。

あと、あわせて要望とさせていただきたいと思っておりますけれども、市内循環バス、これは近鉄バス株式会社ですけれども、あと公共施設巡回バス運行事業と、今、期せずして水田参事の方から答弁をいただいた中に、お願いしたいと思っていることも含まれていたと思うので、大変期待をするところでありますけれども、今後、市内全体のバス会社と合同で考えたいというふうにおっしゃっていただきました。私の方も、これは先般、去年の12月の第4回定例会で、この公共施設巡回バスに関連して要望させていただいたところなんですけれども、やはりバス事業の窓口が一本化されていないということは、会社ごとに交渉していると非常にやはり力が弱いというふうに感じましたので、今、粘り強くということで交渉をしていただいているという、循環バスの土、日、祝の運行が何とかというお声があっても、やはりなかなかそこだけかかっていくわけにはいかない、というような状況もあると思います。努力をさせていただいているということで、今後も努力をしていただくということで、大変心強く思いましたけれども、こういったことも含めまして、やはり窓口を一本化して、業務の効率化を図っていただけないようにさせていただきたいと。これが一番大きな願いであります。

摂津市は、やはり公共施設巡回バス、

せっかく市長が第一歩を大きく踏み出していただきましたけれども、鳥飼地域の一定の場所にのみ巡回をしていると、公共施設も当然回りますけれども。一定の区域に限られていることに対して、やはりそれ以外の、公共施設に行きたくても本当に不便なんだというところから、一気に、私たちも本当はそういうふうでできるならしてほしいんだという声が上がってきているのが、今現状だと思います。皆さんもいろんなところに検証とか、そういった形で行っていただいている中で、市民の皆さんの直接の生の声を実際聞いていただいているかと思います。やはり、そういったことにつきましても、試行運行というのは、やはり全市的な展開で試行運行をやってもらいたいと。順次それを行って行って、特に公共施設の利用に対して、この地域はやはりいろんなアクセスを考えてみても、もうどうしても不便であるので、ここには設置をしなければいけない、こういうルート、巡回バスの路線を走らせなければならぬと、足を確保して、やはり市民サービスの向上に努めなければならぬというところを、まず調査をしてほしいというふうに望んでおられる方が多いと感じました。

これも去年の定例会の際に要望として申し上げたんですけれども、やはりあのときの答えとしましては、試行運行を今鳥飼地域でやっていますと。これ、試行と今ついでなので無料ですということで、料金があるとか、ないとかということに対して、同じ課に担当が移られたので、いろいろと大変なこともあろうかと思えますけれども、そういったことも含めて、試行だからまだ皆さん許されると。だけど、これが本格運行になったら、じゃどうするのという話も含めて、やはり局地

的にやったから、じゃもうここは予算がありませんから、ここで終わりですだったら、本当の施策とは言えない、市民のための施策とは言えないんじゃないかなというふうに感じます。鳥飼地区の皆さん、今、実施されているところは喜んでいただいていると思いますし、この利用者の増員に努めていただく、啓発をしっかりとやっていただいて、これがやっぱりこの人数ではというふうなことにならないように、しっかりと取り組んでほしいと。

その一方で、やはり摂津市全体として、市民の皆さんに不公平感を持たれることがないように配慮していただいて、将来的、今すぐでなくてもいいですから、やはり将来的には全市的な展開で試行運行を行って、本当に市民の皆さんの不便を、やはりしっかりと調査をして、公共施設へのアクセスを、私たちは考えさせていただきますと、市民サービスの向上に努めますというふうなスタンスに立って、やはり行動をしていただきたいなというふうに思いますので、さらに公共施設巡回バスの試行運行につきましては、今使っているのがバス1台分しか予算がありませんのでということで、この地域だけということに限定されているわけですから、将来的に財政が改善される方向で、今、市長も頑張っているということで市政方針でも言っていましたので、そうなったときにはこういうふうにしましようというような、やはり計画をしっかりと立てていただくように、そういったことに取り組んでいただけますようお願いし、その施策の充実を要望とさせていただきますので、よろしく願います。これは公共施設巡回バス、それから市内循環バス、近鉄の方ですね、これと両方あわせてお話をさせていただきますので、

要望とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それから、今、JRの方、放置自転車の方ですね。これは、用地であるということで、随分努力をしていただいているというお話を今聞かせていただきました。仮にバリアフリー化で手が回りませんので後退ということであれば、本末転倒ではないかなというふうにも思いますので、これは行政のこちら側の、やっぱり環境を守り、あそこのところは自転車がたくさんあふれてて、人がそこでつまずいて、おけがでもなさったらどうするんですかという話になれば、バリアフリーと逆行しているわけですからね。やはり、何かをやれば、何かがマイナスになってへこむということでは、おかしいのではないかなというふうにも考えておりますので、やはり整合性のある形で、用地の方もきちっと進めていただくように、さらにこの点につきましては努力の方、やはり苦情はJRに言ってくださいと言っても、市民の皆さんは、行政でこちらの方へ、市役所の方を頼みにして相談をなさるわけですから、その点につきましては大変だと思っておりますけれども、引き続きご努力の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

駐輪場の整備の方には力をいただいているところですので、それは十分承知をしておるわけでありませうけれども、現在、近畿大阪銀行ですね、あのあたり、もう本当に歩けないぐらい物すごい自転車がありますので、現実にラックを設置していただいて、改善には期待はしますが、どれだけ改善がなされるかなということは見据えながら、やはりさっきお話に出ましたミスタードーナツの前の自転車等については、やはりお店に入られるかもしれないと、置いていって帰りに入られるかもしれないと思うと、スーパー、

コンビニなんかもそうですけれども、なかなか厳しく言えないという点があると思うんですけれども、やはりニッショのところで一步進んでいっているわけですので、何とかご協力をお願ひしていただきたいなと。これはさらに不法駐輪取り締まり、大変でしょうけれども、時間を変えて取り締まりを強化していただくしか方法がないと思ひますが、残念ですけれど。あるいは、ラックの設置を、民間の方に申しわけないですけれど、ご協力をしていただくよう、求めていただきますように、引き続きまたこの点につきましては、ご努力の方をよろしくお願ひしたいと思ひますので、要望とさせていただきます。

あと、交通安全の啓発事業なんですけれども、先ほど、大阪府ですね、基本方針が出まして、それに沿った運動を、事業内容をしていくというふうなお話がありましたけれども、その中で自転車事故防止については、小中学校の安全教室も含めて、しっかりと啓発をしていきたいというお話でありました。最近、特にこの点につきましては、お願ひをしたいなと思っておりますところでございますので、夜なんか特に2人乗りで、無灯火で走るんですね。若い小学校、中学校の子どもさんは元気がいいですので、物すごいスピードでカーブを曲がってきたりとか、飛び出してきたりとかありまして、自転車で当たられてけがをする高齢者の方が、すごくふえているということよく聞くんです。今までの考え方ですと、自動車だったら大変だけれども、バイクだったら大変だけれども、自転車だったらもう仕方ないわという、問えないというような意識が、被害者の側にもあるようで、そのままにしている場合も、ケースも多くて、あとそれが随分長い間治療

に通わないといけないというような状況になっている方も何件か聞いておりますし、いざとなつて、それで生活に不具合が生じた場合、どうしてくれるんだということになってでも、言っていくところがないという悲惨なこともございまして、何とか子どもさんの自転車、それは大人も含めて、保護者の方も含めて、事故防止に対するモラルの向上というものを、しっかりと取り組んでいただきまして、やはり市民の方に広く、他市では自転車の交通規則ですよね、自転車も実は車なんですよというようなんで、ホームページで物すごく詳しく、わかりやすく表示しているところもありまして、ああ罰金もあるんだと、こういう法規で、きちっと刑罰もあるんだというふうなことまで知らない人も多いですし、やはり今なんか特に携帯をかけながら、もううつむいて、すごいスピードで走ってこられて、私なんか、もう本当にどきっとして、ぶつからなくてよかったなと思うことがたびたびありますので、やはりそういった内容についても、しっかりと意識向上のために、より効果的な交通安全意識の啓発の運動に提言もまたしていただきながら、努めていただきますように、よろしくお願ひします。要望とさせていただきます。

あと、公園の遊具と、それから公園施設整備事業について、あわせてお聞かせをいただいたと思うんですけども。まず、公園遊具取替事業につきましては、以前にも要望させていただいたと思うんですけども、遊具取替の状況というのが、目視で交換をしていくということで、個人の感覚に任せているということで前回お答えをいただきました。専門家に頼むとすごく高いのでというお話も、そのときいただきましたので、この財政状況

の中では、大変厳しいことだと思いますし、できれば長い経験を持っておられる、こういった作業に従事しておられる方の意見等を、また市内の、やはりいろんな方の意見をあわせて、他市ではたしかそういったものがないというふうには聞いておりますので、摂津市が、安心安全のまちづくりということで、市長も銘打って、さまざまな施策を本年も実施をされておる中でありますので、公園遊具というのは、特に子どもさんがけがをされた場合なんか、大きくやはりニュースなんかでも近年取り上げられるようになっておりますので、そういった市民の方に大変な思いをおかけすることがないように、その前に本市独自の安全基準というものを策定をしていただいて、何とかこういった安全で、かつ安心して遊具を利用できるようにという思いで、取替事業をやっていただいていることが、さらにしっかりと効果を発揮するように、本市独自の安全基準の作成を早期に実現していただきますように、これは重ねて要望させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

あと、公園施設整備事業で、今、いろんなお話をお聞かせをいただきましたけれども、やはり安全面で配慮して、遊具等々、中を取替えたり、整備をしたりとかすることは考えていただいていると思うんですけども、たしかこの予算概要の公園施設整備事業の中には、フェンスの設置とかというのもいろいろ入ったと思うんですけども。この点についてはどのようにお考えであるのか。といひますのは、砂場の周囲にフェンスをやっぱりつけてもらいたいという、つけてある公園を見て、やっぱり非常にきれいであるというふうに感じたということで、この前もお願ひしましたとき、結構費用が

かかるということもお聞きしているんですけども、また地元のご協力も得てというようなお話も聞いているんですけども、そういったことが必要であれば、呼びかけ等も可能であるのかどうかということと、そのフェンスの設置について、今後、できるだけ最初は砂場に特化してでも結構ですので、子どもと保護者の方が一緒に遊ぶ砂場を、安全なものにしていきたいということで、砂場の周辺のフェンスの設置については、どのようにお考えであるのか、この点についてだけを、もう一度お聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 砂場の周りのフェンスの関係なんでございますけれど、摂津市内では1か所だけつけさせてもらっているところがあります。場所は鳥山公園でございます。一遍試しにつけてみたんですけど、確かに皆さん方がつけたときに言われるんですけど、何か子どもがおりの中に入っているような感じがするなというのがありまして、何か見た感じは余りいい感じじゃないんで。ただ、大阪市内へ行きますと、確かに公園は皆フェンスで囲まれています。そういう形でやっておられますので、どちらがいいんかというのもあるんですけど、皆さん方の要望が強い箇所につきましては、今後つけていくような形で考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 今、お答えをいただきましたけれども、おりの中みたいということで、逆に今なんかは、犬なんかも散歩中、公園で、放される方が結構あそこら辺なんかあるみたいで。あそこの場合は鳥山公園1か所で、大変砂もきれいなんです

ね。お母さんとか子どもさんとか遊ばれる時間に、何人か若い方がいらっしゃる時間をねらって行かせていただいて、何度か意見を聞かせていただいたんですけど、どうですかということですね。やっぱり、外から来るそういった動物とかに対してでも、子どもさんが小さい場合でしたら、ぱんと当たられただけで、けがをするというようなことがあったり、かまれたりとかいうことでは大変ですので、安心ですということもありましたね。見た目も、色が大変きれいにあそこはつけていただいているので、見た目もすごくいいので、うちもあんなふうにしてもらえないかというようなご要望も、結構聞いているんです。

というのは、以前お願いしました砂場の砂の交換をですね、ひっくり返してふるいをかけて、雑物を取るだけでしたらにおいがもうすごいひどいんですね。だから、かえてくださいということをお願いしたことが以前あると思っておりますけれども、やっぱりフェンスがないと、犬なんかを放しはると、もうそこへ走っていくというような状況がありまして、危険であるということと、やはり不衛生であるというのがありまして、あそこ鳥山公園1か所しかないのにもかかわらず、あちこちから、あれいいねという声で、うちもなりませんかということで、どこに言っただけでいいんですかとかいうような声も聞いているわけでありまして。やっぱり子どもさんと保護者の皆さんと一緒に遊ぶという場所、砂場が大体公園の中では、子どもさんが小さい場合は特に多いと思っておりますので、こういう砂場に犬とか猫なんかのふんがまじっていたり、異物があったりとかという不衛生であることを防ぐ、またあるいは危険から守るためにも、フェンスで囲ってほしいという要

望がたくさん寄せられておりますので、財政的な面もあろうかと、このことは十分承知をしておりますけど、計画的に施策を講じていただいて、今後とも着実に実現、まだ1か所ですので、着実に実現と言ってもあれなんですけど、計画性をしっかり持って、実現に取り組んでいただければと思いますので、ぜひよろしく願いします。要望といたします。ありがとうございました。

以上で終わります。

○山本靖一委員長 ほかに質疑はありますか。

原田委員。

○原田委員 まず最初に、歳入で道路占用料についてお問いをいたします。計上額9,550万円の内訳をお願いいたします。

委員長、先ほど資料の問題で出てたんですが、関連した質問は悪いことですか。

○山本靖一委員長 いや、結構です、質問してください。

原田委員。

○原田委員 それは後に回しまして、土木費の国庫補助金として、都市再生地籍調査が出されておりますが、これについて、ちょっと具体的などういうことになるのかお尋ねをいたします。

市民プールの解体工事、先ほど野原委員がお聞きになりましたが、私は、もうダブるということで省略をいたしたいのですが、プールの敷地の中にたくさん樹木が植わっております。摂津市には緑が少ないということで、公共施設に緑を配置をして、大事に木を育ててきたわけですが、ひょっとすれば切ってしまうかなというようなことも、ちらちら頭の中にありますので。あの成長した大きな樹木はどのようにしようとしてしているのか、お尋ねいたします。

続いて、番田水門の内水対策負担金として513万円が計上されていますが、工事完成後、今後どのように負担割合というのが出てくるのか、お尋ねいたします。

それから、住宅の入居者負担金として726万円が計上されていますが、ちょっと内訳をお願いいたします。

河川環境整備工事委託金として600万円が計上されていますが、これも内容をお尋ねいたします。

以前から、いわゆる駐車場の自動化ということ提唱しておったんですが、検討していきたいということであったんですが、19年度にはそのことがどのように生かされているのかお尋ねいたします。

それで、土木維持作業業務委託料として4,800万円が計上されて、従前より1,000万円が計上されました。半面、公園管理費として先ほどご説明がありましたように2,220万円余りが減額されています。この状況はどういうふうになっていくのか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上です。

○山本靖一委員長 長野参事。

○長野都市整備部参事 それでは、3点目の市民プール解体工事に絡みます樹木の件と、5点目の住宅の入居者負担金726万円の内訳ということでございますけれども、今回の解体工事には樹木の移設などの費用は含まれてございません。建築物の敷地の緑化につきましては、ヒートアイランド現象の緩和や、潤いと安らぎのまちづくりといったことから、昨年の4月1日から大阪府におきまして、一定規模以上の建築物敷地の緑化が義務づけられており、緑化の必要性につきましては、十分認識しているところでございます。委員ご指摘のとおり、市民プール

の、特に隣接の製薬会社に並行したところにつきましては、樹齢30年以上の樹木が並んでおります。これらの樹木につきましては、今後、事業を進める中で、本体事業までちょっと時間の猶予がありますので、専門家の意見も参考にしながら、コスト等の費用対効果を考え、市営住宅にシンボリックに植えるとかの方法も含めて、種々検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、歳入の入居者負担金でございますけれども、これは、いわゆるマンションでいいますと共益費に当たる部分でございます。毎月5,500円、対象は一津屋の第1、第2団地の110戸でございます。5,500円掛ける110戸の12か月ということで726万円を計上しております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、道路占用料の歳入の方の9,550万円の内容についてでございますが、9,550万円の内訳といたしましては、大きくは関西電力ほか30社からの道路占用料を予定しております。その主な内訳といたしましては、関西電力株式会社の電柱や地下埋におけます電線等の占用料が、約3,500万円です。NTTの電柱や地下に設ける電線などの占用料が、約2,400万円です。大阪ガスのガス管等の占用料が、約2,400万円です。あと、二次占用といたしまして、ケイ・オプティコム通信ケーブル、これは光ケーブル等の通信ケーブルでございますが、この占用料がおよそですが181万円程度でございます。そのトータル合計が9,550万円というような内容になっております。

続きまして、2番目の国庫補助金、地

籍調査の300万円の内容ということでございますけれども、この国庫補助金につきましては、平成18年度から本市におきまして取り組みまして、対象となりますのは全市域でございます。地籍調査でございますので、当然、摂津市行政区域のすべての地籍を定めようということで、このことにつきましては全国的にやっておるわけなんですけれども、あくまでも地籍を調べるということでして、大阪府におきましては、全国ワースト1クラスで、パーセントにしましてわずか2%程度しか進んでないということの指摘を受けまして、18年度から摂津市が取り組みましたのは、官民境界を先行型で進めることにおいても国費を補助しよう。50%の補助です。あわせもって、4分の1、25%ですが、これも大阪府から補助しようということで、官民先行型もオーケーということになりましたので、18年度から補助対象事業費600万円という形で取り組んでおる次第でございます。18年度の実績としましては、桜町、約8ヘクタール、19年度の予定といたしまして、今のところ昭和園地区を考えておるものでございます。その内容が国庫補助金の300万円の内容でございます。

それから、続きまして河川環境整備工事委託金ということでございますけれども、このことにつきましては、大阪府河川、安威川、大正川、山田川、正雀川分水路の草刈り工事の内容でございます。1回刈りにつきましては大阪府からの工事委託金をもらって、1回刈っていくと。あともう2回につきましては市単独事業で、河川の草刈り工事を行う整備工事費用になっておるのが内容でございます。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 土木維持作業

業務委託料で1,000万円増になるということで、公園の方で約2,200万円ほどが減になっていると。今後の状況はどうかというお話です。今現在、冒頭に申し上げましたように、合特法の関係がございまして、その法の補償問題解消に向けていろいろ取り組んでいる状況にありますけれども、予算上で考えておりますのは、公園ごみ、この部分を廃止することによりまして、その作業形態を土木維持作業の方に移行すると。この流れの中におきましては、今現状の中で土木維持作業、やはり公園の広範囲にわたります除草ですとか、あるいは遊具の塗装、あるいは遊具のちょっとした補修、こういうあたりの作業も行っているのが現状でございまして。ですから、そういうふうな流れを踏まえた中で、そういう公園のごみもあわせて回収してまいると。ただ、維持作業にあわせた回収ではなく、今後、公園等々協議していかなければなりませんけれども、従前どおりの定期的な形でのごみ収集を行ってまいりたいなと。ただ、19年度はその取っかかりでございまして、19年度の状況を見もって、作業の流れがどうすればスムーズに流れるか、作業を進めるごとに、その検討をしてまいりたいなと、このように考えております。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 駐車場の自動化で、19年度がどうかということでございます。駐車場ですので、自動車とそれから自転車というふうに考えますと、まず自転車も自動ゲートというのがございまして、当然、今回、千里丘第1自転車駐車が自動ゲートになりますれば、ある程度その辺の状況も確認できるかなと。ただ、施設的には、やはりフォルテ摂津の地下の自転車駐車場なんかで

は、上が住居になっておりますので、やはり自動化にしますと、費用そのものについても人件費がかなり削減されるんでありますが、やはりその辺の防犯的なものを含めた対応もあるんで、施設的に見ていけば、ある程度慎重に対応していかなあかるところもあります。

自動車につきましては、フォルテ摂津の地下の自動車駐車場、それからモノレール南摂津駅の自動車駐車場がございまして、もちろんモノレール摂津駅もありますが、フォルテ摂津の地下の自動車につきましては、やはりそういう施設的な建物からいきますと、なかなか難しいところがございますけれども、自動化にできるとすれば、南摂津駅の高架下の自動車駐車場が可能ではないかなということは、この前からちょっと考えております。ただ、自動化を行いますと、やはり精算機あるいはカーゲート、いろんな設備投資が当然出てくるわけでございまして。今現在、有人でもって対応してるんですけども、その辺の分も含めると、なかなか費用もかさむのではないかなと。ただ、そのための、やはりそういう使用料の増加も見込んでいかなければならないかと思っておりますので、現在、南摂津駅におきましては、民間の駐車場の料金体系から見ますと、なかなか使用が減少している状況でございまして。ですから、やっぱりそういう方の絡みもございまして、設置が可能かどうかといえば、南摂津駅の自動車の駐車場は、自動化は可能かなというふうには考えております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 4番目の、番田水門の内水対策負担金で、完成後の負担割合はどうかというご質問だったかと思っております。番田水門の内水対策事業として、今現在、安威川左岸ポンプ、こ

これは流域下水道事業として取り組んでおります。さらに三箇牧ポンプ場、これは農林事業として取り組んでおります。さらに浜町で行っておりますかさ上げ工事、こういった事業の負担割合としては既に決まっております。安威川左岸ポンプにつきましても、摂津市負担分というのが24.72%ということで、負担割合は決まっておりますけれども、今後平成20年、当初21年という予定で工事を進めておりましたけれども、若干早まるという見通しで、平成20年度には完成すると聞いております。当然、今後も事業の進捗に伴いまして負担金もふえてまいりますけれども、最終の負担額がどうなるのか、ちょっと今現在把握しておりません。それと、神安土地改良区に対する負担金、先ほど申し上げました農林部局で行う事業というのが、神安の方に負担金として払っていくわけなんでございますけれども、こちらについての負担というのも、平成18年度で一応工事の方は終わりますけれども、今後、元金の償還等が入ってまいりますので、また今後もふえてくるのかなと、こういうふう考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 占用料、了解をいたしました。これは、以前にもお聞きをいたしておりますので、余り数字は変わっておりませんし、改定もされていないということであります。そこで、先日、北海道で地中に埋まっているガス管が老朽化をして、大きな事故がありました。そういうことで、大阪ガスにかなり占用していただいているわけですが、本市におけるガス管の老朽化とか、あるいはもう取りかえなきゃならないと、新設もされてますけれども、もう古くからガスが入れられて、例えば地下水等によって管がさびて、

老朽化しているというような状況があるかと思っておりますので、そういう調査を、やはり占有者である摂津市がどのように指導しているのか、まずそれを1点お聞きしたいと思います。

それから、これも去年だったと思いますが、横浜でトラックが何か積んでおって、電線をひっかけまして、電柱が倒れまして、そして子どもが死亡した事故がございました。昨日、鳥飼小学校のところの交差点で、それと同じ事故を起しました。それで、あっこれはいかな、あした質問せないかなということを感じたわけですが、電柱あるいはNTT柱、特に交差点部分における、先ほど言いましたように、電柱に電線、あるいは線があるということで、これも占有者として安全対策、あるいは電柱が倒れないような形をちゃんと指導しておるのかどうか、そういったいわゆる占有者に対しての指導はどのようにされているのか、まずお尋ねをいたします。

それから、都市再生地籍調査であります。先日、桜町の方からお電話をいただきまして、官民の境界もできているのに、それを建て売りを買ってしているのに、また立ち会いをせえということで休まなあかんということで、大変ご立腹されておりました。どういうことでっしゃろかと、また新たな開発か何かあるかと違いますかとか言うてたんですが、実はこの内容やったんですね。あそこ、大建住宅であります。既に開発された時点できちっと整備がされているわけですね。そういうところについて、何も地籍調査をする必要は私はないというふうに思っております。むしろ、それ以外のところにおけるいろんな地籍で、いわゆるトラブっているようなところ、そういったところを重点的に、こういった事業を充て

ていく。こういうことの方が大事じゃないだろうかと感じるんですが、見解を賜りたい。

市民プールの樹木でございますが、ぜひひとつ、木も泣かないように、緑を大切にするという気持ちを十分しんしゃくしていただいて、切って、そして焼却場で燃やしてしまうというようなことのないように、ひとつ木を大事にさせていただいて、どこかに植えかえをする、あるいはまた新しく建てたところにそれを使うとかいうようなことを、ぜひひとつ検討していただきたいと思えます。これは要望しておきます。

番田水門につきましては、また後日、いろいろ資料等々をいただければありがたいと思えます。内水対策の今後の負担にあっては、そういうことでお尋ねいたします。

河川環境整備工事委託金600万円。これ、1回目は委託金でやると、2回目、3回目は市の方でやりたいということでありますが、この予算をずっと見たんですが、ちょっと見当たらないので、もしどっかにあるようだったら、どういう形でされているのかお尋ねいたします。

それから、土木維持作業の問題でございますが、ただいま宮川次長のところに所管がされているわけですが、私、公園の管理を、下水道管理課が答えないかというようなことではいかなのじゃないかと。あくまでも公園の管理については、公園みどり課が責任を持ってしなきゃならない、こういうふうには私は感じるわけです。公園の方の予算を見ましたら全然出てこない。2,000万円下がっていると。こういうことではいけないと思えますし、そういうことについて、公園の担当としては、ちゃんと維持管理をすると、こういうことできちっと方針を出

していただいてやるということで、所管はちゃんと公園みどり課で持っていたら、ということにさせていただいた方が、予算も含めてするべきだというふうに感じるんですが、再度、見解を賜りたいと思えます。

それから、この作業業務であります、莫大な費用を充てて、実は18年度、私も要望いたしておりまして、いわゆる水路の安全柵の塗装をお願いしました。一部やっていただきまして、冬場、乾期等に続いてやってほしいという希望もあったし、やろうという考えやったんですが、やっていただけなかった、19年度になると思うんですが、その業務内容を見ますと、どういう仕事をしてるんやろなど。この土木維持作業はね。聞きますと、いろいろと何か保育所の修繕とか、いろいろとこの幼稚園の修繕とか、そういうふうなことをされていると聞きました。本来、土木維持作業の業務は、そういった私が要望しているようなところの作業を当然やるべきだというふうに感じるんですが、業務の内容が非常に不明確であると。何でも屋みたいになっているんじゃないかというような感じがするんですが、どうでしょうか。所管について、前にもご提起を申し上げましたが、部内でどのように協議をされたのか、そして19年度どのようにしていこうとされているのか、お尋ねいたします。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、占用関連で、ことしの1月19日、新聞報道では19日になっておったわけなんですけれども、北海道北見市で、都市ガスのガス漏れによりまして、死亡者が発生したという、こういう教訓から、現在の大阪ガスでは、どのように対応されているかというお問い合わせでございますけれども、

現在、市内におけます都市ガス、大阪ガスでございますけれども、地下埋設管は全延長で190.7キロございます。そのうち北海道ガスと同様のといいますか、北海道ガスがガス漏れを起こしたガス管と同様のねずみ鋳鉄管、これは新聞とかテレビで報道されたねずみ鋳鉄管でございますけれども、これは市域には5.9キロメートルございます。こういうふうな5.9キロメートル、むろん大阪ガスにおきましても、入れかえ計画を持っておりまして、2020年までに入れかえをすべて行いますよという、以前から計画を持っておったわけでございますけれども、今回のこの北海道のガス事故を受けまして、5年前倒しいたしまして、2015年までにすべてポリエチレンの管に入れかえますと、こういうふうには本市の方は伺っております。

もう1つ気になりますのは、そういうふうな漏れの点検でございます。これは、ガス事業法におきましては、法定点検といたしましては40か月に1回という形で決まっておるわけなんですけれども、大阪ガスではそういうふうな区域を重点的に1年に1回というように、今、法よりもかなり大きな頻度といたしますか、これを点検実施をいたしまして、漏れがないかということを確認していただいているということで、道路管理者としましては、そういうふうな内容で、1日でも早く漏れの起こらないポリエチレン管にかえてもらいますよということ、要請をしておるのが現実でございます。

続きまして、昨年11月2日、横浜市で、要するに電線をトラックがひっかけまして、倒れまして、子どもが死亡されたということの事故が報道されました。こういうふうなことに付きましても、これは北摂7市でも共同で、どういうふう

にしていこうかということをお打ち合わせ中でございますけれども、本市におきましては、ことしの1月31日付で、占用者であります関西電力及びNTTに対しまして、道路法施行令で定められております横過基準、といいますのは、すべて施行令によりまして5メートル以上。やむを得ない場合におきましては4メートル50以上という形で定まっている内容を大至急点検しなさいということで通知してございまして、その回答期限が3月15日ということになってございまして、現時点で確かめております内容としましては、関西電力におきましては、むろんですけれども、関西電力そのものの線につきましては5メートル以上は十分にクリアしております。ただ、その関西電力の電柱に添架してあります電線ですね、その中には、一応関西電力と契約事項を持って、本市におきましても二次占用を提出してございまして、先ほども占用の中で申し上げさせていただきました例えば光ケーブルであるとか、共聴アンテナであるとかいうようなことにつきましては、すべて正常な位置にあるわけなんですけれども、一番厄介でわからない部分といたしますのは、不法占用物件でございます。一番多く見受けられますのは、有線の電線でございます。このことにつきましては、関西電力の方におきましても、不法占用を発見し次第、正常化しなさいよと、契約もしなさい及び基準以上の高さにしなさいよと指導を行ってますと、こういうふうな回答はもらっておるわけなんですけれども、いずれにしても受け身ではだめだということで、その辺の、関西電力の電線ではないんですけれども、そういうふうな調査も大至急してください。場合によったら撤去の通告をしてくださいと。不法占用でございますので、

というふうに、事故が起こってからでは遅うございますので、そういうふうな対応をしております。

NTTにおきましても、これは皆さんもご存じのように、NTTの線というのは非常に低うございます。この辺につきましても、現時点で調査の内容をもらっております。その中では、やむない場合の4メートル50も現実下回っているところも見受けられまして、調査を順次進めておりまして、それも場合によっては4メートル50、理由がないやつにつきましては5メートル以上という形に張りかえたいと、という回答をもらっております。今後におきましての正規の規定どおりになるようにということで措置していき、事故を未然に防いでいくものであると、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほどの地籍調査の、18年度何で桜町からやったんやと。これはもう分譲住宅やないかと。そういうふうな分筆地を買って、それを今さら何をしてるんだと、こういうふうな苦情があったと、こういうふうなお問いでございますけれども、今回のこの地籍調査の大きいポイントと申し上げますのは、近年のことでございます、測量といいますのは、やはり基準点というふうな形になる分の位置がございます。そういうふうなことを座標と呼んでおるわけなんですけれども、その管理を多角点という形で、すべて各要所、要所のポイントで設けておる。過去おのおの、例えば家の境界であるとか、道路と大きい曲がっておるところの境界であるというところのポイントにつきまして、明示のプレートで示しておるわけなんですけれども、これは往々にして動く可能性が非常に大きいものでございます。それを容易に戻すために多角

点ということがあるわけなんですけれども。さらに今の時代は、それを衛星座標で管理しようという形で、大きいポイントとしましては、その座標の変換を衛星座標に変えていってますよということを受けまして、それに対しまして、かなり昔から開発でやられたところについては、確かにお住まいになっている方については、その辺は変わってないだろうと思われるわけなんですけれども、そういうふうなプレート動向をきちっと座標で管理していくのは、すべて済みますと、すべて衛星で座標は管理できていくということを大きく目的にしております。このことにつきましては、桜町全地域を、今回やりましたところを説明会を行いまして、柳田小学校の多目的ホールで、平日の夜の7時から、それと日曜日の昼の2時からやりまして、2回説明会を開催いたしまして、かなり盛況にやりました。その説明会の中でも、私、先ほど申し上げました、なぜ桜町をするんだと、こういうふうな内容を説明した内容でございます。一定の理解は得られて入らせてもらっていると、こういうふうに思っておりましたので、多分その方は、その辺が余り知らなかったのかなというふうに、私、今思いましたので、そういうふうな状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 山口参事。

○山口下水道管理課参事 土木維持作業の業務内容ということでございますが、道路に関しましては、道路の清掃、そして側溝の清掃、安全柵の補修、塗装、除草等を行っております。公園につきましては、砂場の砂の補充、遊具の補修、清掃、塗装、除草等を行っております。それと水路に関しましては、スクリーンのごみ上げ、安全柵の補修、それと塗装、

除草と清掃と大型ごみ等の撤去でございます。その他に、仮置き場の分別作業、それと他部局よりの依頼のあった土木関係の仕事をしております。

それと、水路の安全柵の塗装についてでございますが、委員おっしゃっている、鳥飼小学校の南側の都市計画道路沿いの分は18年度に舗装はさせていただいておりますが、引き続き西側でございますが、今、ちょうど錆び止め塗装等をして、引き続きしている最中でございますので、よろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 山脇部長。

○山脇土木下水道部長 土木維持業務に関して、何で公園みどり課長が答弁しないのかという、この件についてでございますけれども、冒頭時間をいただいて、19年度の予算措置についてご報告いたしました。この従前より代替業務で行ってございましたのは、収集された公園ごみの収集業務、またバス停のごみ、また不法投棄分、これらの収集業務を代替業務で行わせていただいております。公園内の管理業務につきましては公園の方から、シルバー人材センターの方に業務委託をされ、かつそれのごみの収集されたものを、公園の入り口に置いておくという業務は、公園で行っております。

今回、代替業務につきまして、期間が定めてなかったということで、鋭意業者と協議を行った中で、そのリミットが18年度で終わるということまで、協議を一定してきました。その中で、19年度の予算におきましては、公園の入り口にビニール袋等で収集されたごみの収集業務を新たに代替業務から外しまして、土木維持作業業務の方に充てたいと、こういうふうな予算の予定をいたしておるところでございます。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 すいません、漏れておりました。河川環境整備工事委託金、歳入600万円。これどこにあるのかと、こういう内容でございますけれども、予算書の163ページ及び概要の87ページでございます。

内容といたしましては、予算書の163ページ、道路維持費、委託料、市内環境維持業務委託料1,423万1,000円、これが草刈り工事の内容でございます。内容といたしましては、私どもの方が国土交通省の道路を占用させていただきまして、認定道路としております南別府鳥飼上線のうちの、道路から、当然河川堤防に面したところを道路として占用しておりますので、どういうふうなところをやっているのかといいましたら、河川堤防の一番下、外の一番下の部分になります1メートル部分におきましては、これは道路が草刈りしいやと、こういうふうに言われております。それから、淀川右岸線ほか1路線につきましても同様でございます。こういうふうなところの草刈りに、南別府鳥飼上線の草刈り工事といたしまして、予算の内訳といたしまして、およそ35万円。それから、淀川右岸線ほか1路線という形で350万円。先ほど私、申し上げました府河川でございます安威川、大正川、山田川、正雀川分水路の4河川の草刈り工事につきまして、1,038万1,000円。トータル1,423万1,000円という内訳になっております。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午後2時46分 休憩)

(午後2時47分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

原田委員。

○原田委員 まず、占用について、しっかりと大阪ガス、あるいは関電、NTT

に指導していただいて、市民が安心して通行ができるように、あるいは生活が営めるように、取り組みを強めていただきたいことを、これは要望しておきます。

河川環境整備工事委託金の方ですが、そういたしますと、先ほどのご答弁で、府からいただいている600万円に市は430万円を追加して、それで事業を執行しているということでもあります。もちろん摂津市域内のことですから、市も持てやということではありますが、府の河川の管理についてうちがやる。そりゃ持ちつ、持たれつというようなことはあると思うんですが、もう少し要望されたらどうでしょうか。その辺、厳しい財政状況でありますので、負担割合が決められているということであればいいですけども、どうでしょうか、お考えをお聞きをいたしたいと思います。

水路の安全柵の作業の問題ですが、やはり延長、水路の安全柵の延長はたくさんあるわけですね。うち、鳥飼下だけじゃなしに、市内全域にそういうのがありますので、やはり行政を公平に享受できる、こういう立場から、やはり多少の実施時期のおくれはあったといたしましても、来年になったら皆やっていただけるねんという感じですけど、あの状況でいたしますと、何十年かかるんちゃうかなというようなきらいもいたしまして、できたら19年度内に、市域のほとんどが、やはり美しいというか、非常に環境にいいというようなことで、ぜひ取り組んでいただけないのかと、こういうふうに考えております。

業務内容はいろいろあるということですが、特に公園等につきましては、市の直営の車もごみの収集に走っておりますし、これは週2回、必ずその地域を回っておりますので、それらにお願いを

するということをすれば、こういう費用は計上しなくてもいけるわけですから、そういったことを、やっぱり内部で調整をするということ、1,000万円はもう既にぽんと上乘せをされているということでもあります。結局、ごみ収集委託料も払わなければならないということで、二重とは言いませんけれども、経費の節減になってくるのかどうか。やはり経費の節減を考えなきゃならないというふうにも感じるわけですが、再度ご答弁をいただきたいと思います。

地籍調査の分につきまして、私は、どうもやりやすいというか、余り問題のないところを選ばれたなというふうに感じたわけです。もう既に官民境界がきちっとできているところにそういうことをやられたと。むしろ、市内の中には、先ほど申し上げましたように、官民のわからないというようなところがたくさんございますし、そういったところを、今の国からの補助金、これを有効的に使うということの方が、大事であろうというふうに考えておりますので、ぜひ19年度はそういうことで取り組んでいただけないでしょうか、再度お聞きをいたしたいと思います。それだけお願いします。

○山本靖一委員長 山協部長。

○山協土木下水道部長 先ほどの代替業務の公園ごみの件でございますけれども、代替業務の公園ごみにつきましては、約2,200万円を今日まで発注していたわけでございますけれども、今回、従前行っておりました市内収集業者が、ごみ収集業務の方にシフトがえするというこの中で、従前行ってましたごみ収集の業務を、私どもいろいろ精査いたしました。そんな中で、公園の部分ですけども、とりわけ公園の部分ですけども、できるだけごみ箱を置かないようなやり

方で、公園利用者以外の方の利用をできるだけ防ぐということで、ごみ箱の設置を、これから周辺の自治会に協力をいただきながら進めてまいりたいなと思っております。

また、いろいろ業務の中の見直しをした中で、2, 200万円を約半分1, 000万円にいたしました。確かに委員おっしゃるように、従前2, 200万円が1, 000万円減った、その分は環境センターの方のごみ収集業務に入っているじゃないか、これに2, 000万円、これも約2, 100万円ぐらいですか、そちらの分になるんですけれども、今後のことを考えれば、例えば環境業務課におきましても、今現在アルバイトでおられているところの部分に、この従前行っておりましたし尿収集業者がかわっていくことを前提に、従前から職員を採用されていないということを知っておりますので、また職員の定数減、また現業職員の退職不補充、いろんなこれからの問題がありますので、そこらのところで私どもといたしましたら、我が土木下水道部としたら、やはり2, 200万円を1, 000万円近く減らして、また環境業務課の方でもそれなりの職員を減らすことによって、その経費がだんだん削除に向かう方向になっていくのではないかと、こういうふうに思っております。ただ、先ほど委員がおっしゃった、公園の車ででも行けるじゃないかということについては、これからまた十分考えてみたいと、こういうふうに思っています。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 府河川であるから、府にやってもうたらいいんじゃないのかというお問い合わせでございます。確かにおっしゃるとおりでございます。ただ、大阪府と本市との間で、どういうふう

うまく活用されているかと申し上げますと、ご存じのように、市役所の真裏の大正川の堤防の真上も自転車、歩行者道専用と位置づけております。かなり認定道路という形で位置づけているところも多うございます。というふうな関係で、やはり堤防の上も、市も利用しているよということの、かねてからの申し合わせではないんですけれども、そういうふうに府も助かっておるのは事実でございます。しかし、市内道路も助かっておるといふ事実もでございます。というふうな連携から、河川というのは別に草が生えておってもいいんだ、だから府は自前で刈っても1回刈りなんですよというのが、これは大阪府の河川の言い分でございます。ということで、本市におきまして、道路に利用しておるといふことから、市費を持ち出して、草刈りをしておるのが実情でございます。ただ、この件につきましては、茨木土木事務所には要望していきたいと考えております。

続きまして、地籍調査のことについて、先ほど私、申し上げましたように、大きい目標は地球座標にかえていく。簡単に申し上げまして多角点が多く入っているところを地球座標にかえていくところでございます。ただ、旧字限と申し上げますか、そういうふうなところについての多角点測量等については、きちっとすべてまだ入っていないところもございます。というふうなところから、なかなかそういうふうなところに入っていけないところがございます。ですので、まずは座標点が衛星座標にかえられていくところを、順次目指していきたいと考えておりますので、ご理解よろしく願います。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 合特法の関係で質問が出て、

山脇部長の方で、資料がちょっと今すぐ出せないという形で、後日出してもらおうということになるんですけども、野原委員なり、あるいは本保委員の方からも、その問題については資料が出た段階でという申し出もありますし、そういう点では、合特法の問題については、ちょっと部長、承知はしてはるやろうけども、今日まで業者とずっと交渉されてきている助役に、一遍次の議論をする場では、資料が出て我々が議論する場には、助役も出てもらうということにしないと、ちょっとやっぱり理解はしにくいと思うんですよ。

とにかく合特法の出た根拠というのは、やはり当時の同和地区の皆さん方の雇用確保という形でスタートして、現在、同和対策については特別措置法も期限が切れましたし、基本法も切れましたしという中で、合特法だけが何かいつまでも期限がないような感じがしますし、法である以上は、やはり期限があるはずですから、その辺のことを詳しく説明してもらうためには、ぜひ助役の方にも、委員長、その審議をする場には出てもらうということの要請をしたいと思います。

○山本靖一委員長 要請するようにしていきたいと思います。

暫時休憩します。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

木村委員。

○木村委員 先ほど、私の考えを言ったんですが、助役、その辺の経過がまだわかっておられないと思いますんで、若干、経過を申し上げますと、合特法の出た背景というのは、やはりこれは同和地域の皆さん方の雇用の確保という形で、合特法がスタートしたと思うんですね。

一方、同和対策については特別措置法の期限が切れて、基本法に変わって、その基本法も切れて、もう今、法としてはもうないわけですね。そういう中で、この合特法だけが、これいつまで存在するのかなということ懸念します。やっぱり法である以上は、やはりそういう期限等もあろうかと思うんですけども、その辺の経過について、一遍助役に聞かせてもらいたいと思いますし、これ、摂津市の公共下水がほぼ九十数パーセントまで普及率が上がってきて、これから以後、そういう仕事がどんどん減っていってしまうということで、永遠に、これ永久的にそういう業務の補償をしていくということになってくるのかね、その辺のことについて助役の方から、一遍ご答弁願いたいと思います。

○山本靖一委員長 小野助役。

○小野助役 以前からそういう指摘をいただいております。私も、市長もそういう考え方を持っております。それで、その経過についていろいろ調べてみたんですが、この法律は昭和50年5月に、当時の衆議院の社会労働委員会の委員長の起草案でもって提案がされておりました。それでそのときの状況はどういうことを言っておるかといいますと、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進している状況にかんがみまして、この委員長草案は、一般廃棄物処理業者が下水道の整備等における著しい影響を緩和し、あわせてその経営の近代化及び規模の適正化を図るため、市町村が合理化計画、事業計画を定め、その業務の安定と廃棄物の適正な処理を図るとするものであると、こういうふうに述べております。

それで、私どもは、この形の中で、合特法をどう読むのかということで、いろいろその業界とも話をいたしました。私

どもが言っておるのは、あくまでもこの50年5月の公布は、一般廃棄物処理業者というのは、市町村の委託を受けたし尿処理業、浄化槽清掃業を一般廃棄物処理業と定義いたしておりますが、その際に、一般廃棄物処理業者は、合理化の事業計画の定めるところにより、事業転換をするときはということになりますので、本市は合理化の事業計画は定めておらないということを申し上げてまいりました。そして、このことについては昭和60年のこの一部改正の際にも、全国1市も、合理化事業計画を定めた市町村はないということでもあります。

したがって、今日まで、この合理化事業計画を定めておらないので、基本的にはこの法によるところの救済といえますか、そういうものは私どもは負っておらないのではないかと、というふうに言ってきた経過がございます。ただ、し尿の収集の車のそのものが、やはりこれを廃業したときにどこにも持っていけないということがありますので、やはり耐用年数、5年なり6年あります。それに雇用されておられる方、やはり市にそれだけの協力をしてもらったわけですから、一定その方たちが転業するという期間が要るだろうと。

したがって、私どもが提案した中身から、一応5年ということをおきたいと。これすらも、私ども議会全体の中では、なかなか難しい状況である中、市の方向で打ち出しをしたいということを申し上げてまいりました。

ただ、業界としては、茨木にしろ高槻にしろ、そういうことを聞いた話は全くないと。合特法によって、もっと長期スパンで仕事をもらっておる中で、摂津市の言われることについては、なかなか納得しがたいということの経過がございま

した。しかし、今申し上げてますように、この合理化の事業計画は今日まで、どちらの方の責任云々はあるなしにかかわらず、現実に結局定めておらない。私の予測をすれば、この事業計画を定めることによって、そこが決まってくるのではないかと。それが定まっておらない中では、他市がやっておるから本市もということでは、なかなか得ないということの中身で、今日、いわゆる5年間の期限の中で、一定の補償をさせていただくと。

ただし、木本さんの問題は事実上終わっておると。ただ、廃業されたところがございまして。それは、あすからごみのし尿の筒先を持たなければならないという状況の中で、そのことに対する補償として、一定の中身の5年ということをお申し上げしました。既に一定、5年と言ってから入っておりますから、今回予算の中でお願ひしておりますけれども、現在、組合との、まさしく最終調整といえますか、その段階になっております。それで、現在の組合交渉の中では、彼らが頑張ってきたことは私どもは認めておりますし、市民との関係も非常に良好であると。本会議で申し上げているように、府下的にも、このごみ減量はナンバー1まで頑張ってくれたということは、十分承知しております。それで、見切り発車は、私の判断では今はすべきでない。見切りをいたしますと、市民の方々に迷惑をかけると。木本さんをお願いするにしても、職員の協力で一定のエリア、一定の地域でお願ひしていくわけがございまして、職員の協力は不可欠であるということでもって考えております。

合特法そのものについては、私どもも無制限にあるものではないということと、それからそういう合理化計画案が市の責任なのか、業界の責任なのか、双方の責

任だと思いますが、それを示しておらない、法に基づくとところの合理化計画案を出しておらない。それはないということの中で、市としての判断として5年ということで、業界に申し上げてきたと、今はその方向で動いておると。5年後は入札ということも、あわせて申し上げてきました。これは泉興業さん、それから今現在頑張ってもらっております摂津衛生、三島衛生のトップの方にもお越し願ひまして、そういう方向については、もう既にお願ひと依頼をいたしたところでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 今日摂津市の公共下水道が九十数パーセントまで上がってきて、それまでの間、し尿の処理について業界の方にいろいろと頑張ってもらったということについては、私もその辺は大いに評価をしたいと思うんですけども。

今、助役の話がありましたように、合特法というものについて、法は法として、業者の方との話し合いの中で、5年ということを決められたということを知ったんですが、5年が妥当なのか、その辺は私は、わかりましたということにはなりません。ですから、やはり少しでも早くその辺の決着をつけるべきだと思います。

以前に和歌山の元市長が、業界と対立をされて、自分でパッカー車を運転されたというような、そこまでやられた市長もいらっしゃいます。そういう点では、そういう法の、同和对策特別措置法、基本法も切れていった中で、どこまでこれを引きずるんかということについては、やっぱり市民の理解と了解が必要だと思いますんで、私は、この5年というスパンについては、若干、疑義を感じています。そういう点で、今後、5年ということはきちりと、摂津市と業界の間で協

定ができておるということになれば、何をか言わんでありますけれども、しかし、その辺は短縮する努力を、今後もしてもらいたいなということで、これは要望として置いておきます。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午後3時38分 休憩)

(午後3時39分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

木村委員。

○木村委員 そうしましたら、もう1点の、160ページの公共施設巡回バスの問題。これは、各委員からいろいろ指摘がありました。私は、やはり市長が思い切ってこの市内巡回バスを運行されたということは大いに評価をして、代表質問でも取り上げたんですけども、答弁の中でも市長はおっしゃっていたように、非常に利用率が低いということですね。だから、このまま推移していつてしまつて、やはり利用率が低いから試行とはいへ減便とか廃止ということになってしまいますと、何のためにやったんだということになってしまいますし、そういう点では、やはり利用者の拡大をするということの努力を、していかなければならないと思います。

そういう点では、今、巡回バスの時間表を見ましても、ふれあいの里が朝8時20分に出てしまいます。そうすると、通勤、通学の方が利用できません。それでまた、帰ってくるときでも、例えば南で言えば、南摂津のモノレールの駅、ここはもう4時25分には終わってしまいます。そういうことになれば、まだその時間帯はサラリーマンなりは仕事をされておりますし、帰ってくるときに利用できないということになってしまいます。

そういう点では、5便あるんですけども、中間の時間帯を省いてでも、朝に

1便、それから夕方の方に1便ふやすという形で、やっぱり利用者の拡大を図っていくべきだと考えるんです。というのは、やはり南千里丘というような大きなプロジェクトで、新しい都市核をつくっていくことも大変大事ですし、我々もこのことについて全面的に賛同しておりますけれども、しかし、新しいまちをつくって、そこに市民もさることながら、やはり従来からこの摂津市に住んでおられる方が、やっぱり摂津のまちに住んでよかったということにするためには、やはり交通の利便性が最大の問題だと思うんですね。我々も市民の方からいろいろ聞くのは、とりわけ鳥飼地域の茨木、高槻に接する中心部から離れた地域の人たちは、業者の方に、地下鉄が来るとか、あるいはモノレールが来るとかいうことで、我々期待をして来たけれども、結局、地下鉄も来ない、モノレールも以前に、やはり一津屋交差点から高槻までモノレールを走らせたかどうかという意見があって、そのことが不動産業者の方も、そのことをフルに活用しまして、モノレールが来ますという形で、市民に対して住宅を売っていったという経緯があって。その人たちは、やっぱりこれではだめだという形で、出ていく人が多いですよということも聞きました。

そういう点では、やはりそういう市民の足を確保するということが、採算性ということもありますけれども、ある程度そういう採算性を度外視してでも、市民の足を確保するということが、今一番大事だと思います。

そういう点では、この公共施設の市内巡回バスというのは、大変大きな意味を持っていますし、それを今のままで放置をして、利用者が少ないままで続けていくことがいいのか、あるいは、やっぱり通

勤、通学のための朝の出勤、夕方の帰宅、その利便性を高めるために、ダイヤの変更等が可能ではないのか。当初は、やはり循環バスとの競合を避けるとか、いろいろと説明を受けてますけれども、その辺は工夫して、どうにでもなるとは言いませんけれども、改善は可能だと私は思っています。

その辺で、ダイヤの編成の変更等も含めて、市の方でお考えがあるのか、一遍お聞かせ願いたいと思います。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 市内公共施設巡回バスですけれども、利用の拡大を図るための取り組みをどうしていくのかという点でございます。まず、今の公共施設巡回バスの位置づけとしましては、やはり公共施設を回るというふうな、当初のスタートであったと思います。なるほど利用者を拡大するために、当然、アピールも必要だと思いますし、今後、バス事業者に対しても、調査しながら、その辺の利用者の方の声、それから地域の方の、利用されてない方への声も、当然聞いていかなければならないなと思います。

市民の足の確保ということ。通勤、通学の時間帯のダイヤということもおっしゃっておりますけれども、今、ご意見いただいている分につきましては、当然これから所管替えした後にバス会社とも、当然交通対策課が協議に入っていかなければならないと思っております。もちろん1年間の検証ということですので、これが少ないから減便するとかということは、現時点でまだ考えておりませんが、何とかそういうことにならないように、使い勝手のいいようなものにしていくような形で、バス会社の知恵もかりながら、考えていきたいなということ、現時点で考えております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 私は、あえて、減便ということじゃなしに、今、走らせている便を変更してでも、前と後ろに持ってきてほしいということを申し上げています。というのは、やはり先ほど申し上げましたように、本当に利用してもらおうと思って、不便を感じてはるのは、やっぱり通勤しておられる方、通学しておられる方だと思うんです。それともう1つは、奥さん方がお買い物に行かれる時間帯ということを考えますと、ある程度、買い物の場合は時間的な融通はできますし、朝、昼から1便ずつあれば、十分それで私はいけるといいますし、それよりも朝1便ふやして、後の1便を後ろへ回すという形をとっていったら、利用率は上がってくると思います。1年間、今のままで、1人、2人の乗降客を運んでいくのがいいのか。やはり、早い時点から発想の転換して、試行なんですから、やはり試行段階の中でも、ダイヤの変更を考えていくということを考えるべきだと思うんですけれども、その辺はどうでしょう。

○山本靖一委員長 水田参事。

○水田土木下水道部参事 おっしゃるとおりでございます。試行中でございますので、近鉄バスの市内循環バスにつきましては認可路線のバスでございまして、なかなかその変更については、期間を要するということがあります。公共施設巡回バスにつきましては、市独自の行政型の主導でやっておりますので、警察の協議、あるいは道路管理者の協議で可能なところもございます。市内循環バスも当然ですけれども、通勤、通学者の利用拡大ということであれば、当然、その昼間時の利用の少ないところを減便してでも回すというのも、よく承知しております。

おっしゃっているように、利用の少な

いところを、利用の多いと予想されるところへ回すと、回したらどうかということでございます。これもこれからバス会社に申し上げている材料になるかなと思っておりますので、それも含めて、これからちょっと4月以降、当然、バス事業者との協議も入っておりますので、申し入れていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 便数をふやすということになれば、車両の問題とか人の問題が出てきますからね、やはり会社としては、やっぱり具合悪いと思うんです。ですから、私が申し上げているように、1つ削ってもふやしてもらおう。2つ削ってもふやしてもらおうという形をとっていってもらおう。

それと、もう1つは、やっぱり元阪急バスに勤められた委員長が先ほどおっしゃったんですけれども、丹波篠山の方で、そういう非常に成功した例があるということも聞いてますし、その辺のことも十分参考にしながら、やはり利用率の高まる公共施設の巡回バスになるように要望して、終わっておきます。

○山本靖一委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時47分 休憩)

(午後3時49分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第31号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質

疑を終わります。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。

ご苦労さまでした。

(午後3時50分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本 靖一

建設常任委員 野原 修